

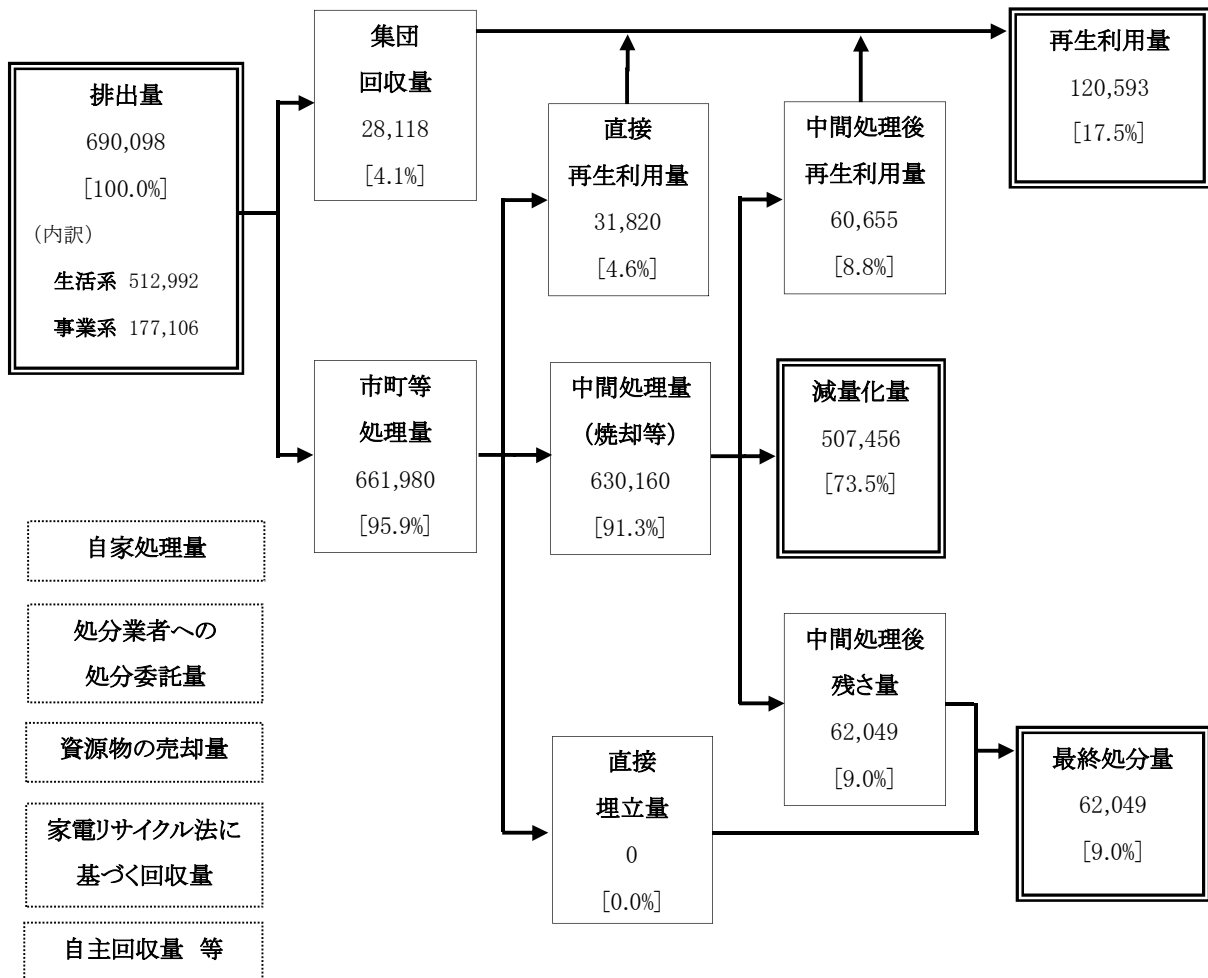
第2章 本県における廃棄物に関する現状等

1 一般廃棄物

(1) 本県における一般廃棄物の概況 (25年度)

- 25年度には、県内で690千t(生活系:513千t、事業系:177千t)の一般廃棄物が排出されています。
- 25年度に県内で排出された一般廃棄物は、121千t(17.5%)が再生利用、507千t(73.5%)が減量化、62千t(9.0%)が最終処分されています。

【図1】一般廃棄物の処理フロー (25年度) [単位:t]



(注1) []内は排出量に対する割合

(注2) 集団回収量:市町から補助金の交付等を受けた住民団体により回収された廃棄物の量

(注3) 直接再生利用量:中間処理施設を経ずに直接再生業者等に搬入された廃棄物の量(古紙、空き缶、布類等)

(注4) 自家処理量:生活系一般廃棄物のうち、自家用の肥料又は飼料として使用し、又は自らが若しくは農家等に依頼して処分している量

コラム2 「発生抑制」、「排出抑制」、「減量化」の違いは？

廃棄物に関する説明の中では、「発生抑制」、「排出抑制」、「減量化」という用語を目にする機会も多いかもしれませんが、

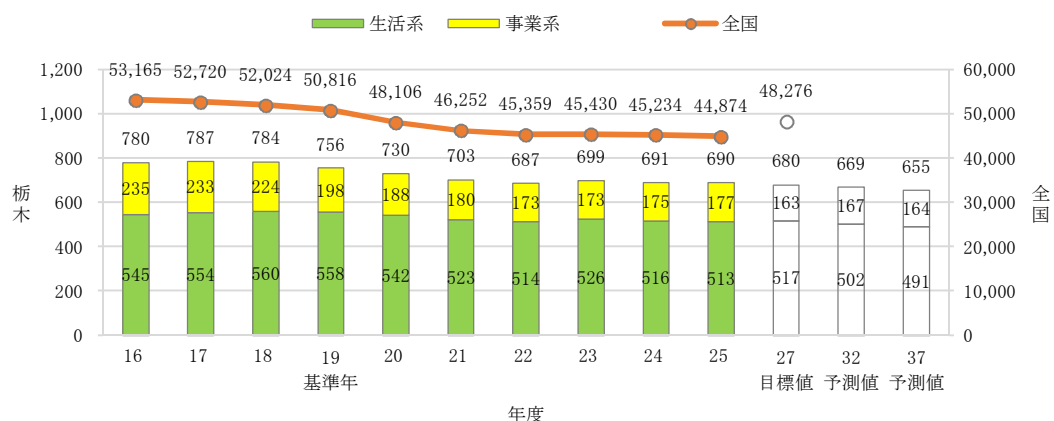
この計画では、「発生抑制」は、必要かどうかよく考えて物を購入すること等、将来廃棄物になる可能性のある物をできるだけ減らすという意味で、「排出抑制」は、「発生抑制」に加え、買った物等を繰り返し使うこと、まだ使用できる物を他人にあげること等、不要となった物を廃棄する量をできるだけ減らすという意味で、「減量化」は、実際に廃棄された物を焼却したり、脱水したりすることで最終的に埋め立てる量を減らすという意味で、それぞれ使用しています。

(2) 県内における一般廃棄物の排出の現状等

ア 一般廃棄物の排出量

- 県内における一般廃棄物の排出量は、前計画の基準年である 19 年度以降減少傾向にあり、生活系一般廃棄物の割合（おおむね 75%）と事業系一般廃棄物の割合（おおむね 25%）は、ほぼ一定しています。
- 25 年度の県内における一般廃棄物の排出量は 19 年度比 8.7%減（66 千 t 減）の 690 千 t であり、前計画の目標値（27 年度：680 千 t）は達成する見込みです。
- これまでの傾向から予測した将来における県内の一般廃棄物の排出量は、32 年度（5 年後）において 25 年度比 7.3%減（41 千 t 減）の 669 千 t（生活系：502 千 t、事業系：167 千 t）、37 年度（10 年後）において 25 年度比 8.8%減（51 千 t 減）の 655 千 t（生活系：491 千 t、事業系：164 千 t）となります。

【図2】県内における一般廃棄物の排出量の推移（全国との比較）〔単位：千 t〕

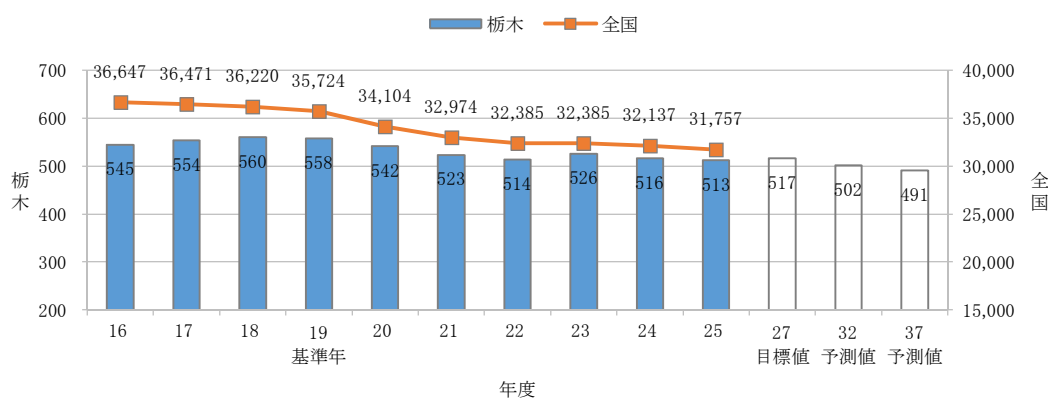


イ 生活系一般廃棄物の排出量

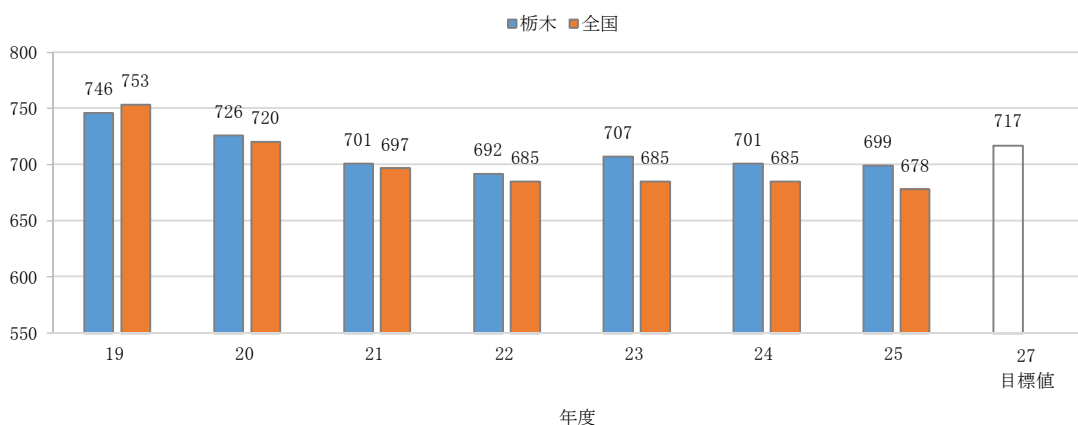
- 県内における生活系一般廃棄物の排出量は、前計画の基準年である 19 年度以降減少傾向にありますが、近年は減少傾向が鈍化しています。
- 25 年度の県内における生活系一般廃棄物の排出量は 19 年度比 8.1%減（45 千 t 減）の 513 千 t であり、前計画の目標値（27 年度：517 千 t）は既に達成しています。

- 「県民1人1日当たりの生活系一般廃棄物の排出量」は、東日本大震災の影響が考えられる23年度を除き、減少傾向にあります。近年は減少傾向が鈍化しています。
- 25年度の「県民1人1日当たりの生活系一般廃棄物の排出量」は699gであり、前計画の目標値（27年度：717g）は既に達成していますが、全国平均（678g）より多い状況です。
- 25年度末現在で、県内の市町（以下「市町」という。）の46.2%に当たる12市町でごみ処理の有料化を実施していますが、ごみ処理有料化の実施市町村率は全国平均（61.5%）より低く、また、前計画において設定した目標値（27年度：16市町）の達成は困難な状況です。

【図3】「県内における生活系一般廃棄物の排出量」の推移（全国との比較）〔単位：千t〕



【図4】「県民1人1日当たりの生活系一般廃棄物の排出量」の推移（全国との比較）〔単位：g〕



(注) 外国人人口を含めて調査を実施している19年度以降の推移のみを記載している。

【表1】市町別の「県民1人1日当たりの生活系一般廃棄物の排出量」（全国との比較）（25年度）
〔単位：g〕

| 順位 | 市町 | 県民1人1日 当たりの 生活系一般 廃棄物排出量 | 順位 | 県民1人1日 当たりの 生活系一般 廃棄物排出量 (資源物及び 集団回収を除く。) | ごみ処理有料化 開始年度 (生活系可燃ごみ に限る。) |
|----|-------|-----------------------------------|----|--|--------------------------------------|
| 1 | 那須町 | 484 | 3 | 357 | 25年度 |
| 2 | 芳賀町 | 496 | 1 | 325 | 昭和45年度 |
| 3 | 茂木町 | 515 | 2 | 353 | 3年度 |
| 4 | 高根沢町 | 521 | 5 | 432 | 7年度 |
| 5 | 市貝町 | 523 | 4 | 399 | 昭和45年度 |
| 6 | 塩谷町 | 526 | 7 | 445 | 7年度 |
| 7 | 矢板市 | 587 | 14 | 544 | 7年度 |
| 8 | さくら市 | 593 | 13 | 542 | 7年度 |
| 9 | 益子町 | 603 | 6 | 436 | 昭和45年度 |
| 10 | 佐野市 | 641 | 12 | 538 | — |
| 11 | 下野市 | 649 | 9 | 519 | — |
| 12 | 那須烏山市 | 661 | 20 | 586 | — |
| 13 | 大田原市 | 662 | 10 | 530 | — |
| 14 | 鹿沼市 | 663 | 8 | 514 | 18年度 |
| 15 | 那須塩原市 | 671 | 10 | 530 | 21年度 |
| 16 | 栃木市 | 679 | 16 | 555 | — |
| 16 | 真岡市 | 679 | 18 | 565 | — |
| 18 | 那珂川町 | 698 | 19 | 572 | — |
| 19 | 野木町 | 716 | 21 | 606 | — |
| 20 | 小山市 | 727 | 23 | 632 | — |
| 21 | 上三川町 | 732 | 15 | 550 | — |
| 22 | 宇都宮市 | 750 | 17 | 564 | — |
| 23 | 足利市 | 760 | 22 | 615 | 20年度 |
| 24 | 日光市 | 817 | 24 | 676 | — |
| 25 | 壬生町 | 835 | 25 | 699 | — |
| | 栃木 | 699 | | 560 | 実施市町村率:46.2% |
| | 全国 | 678 | | 527 | 実施市町村率:61.5% |

(注) 26年4月に合併した栃木市と岩舟町については、合算して「栃木市」として算出している。

【図5】市町におけるごみ処理の有料化の実施状況

| | | | | |
|-----------|---|---------|---|------------|
| 20年度末 | ⇒ | 25年度末 | ⇒ | 27年度末(目標値) |
| 10市町/30市町 | | 12/26市町 | | 16/25市町 |

(注) 合併により市町数が減少したため、目標値に係る市町数を補正している。

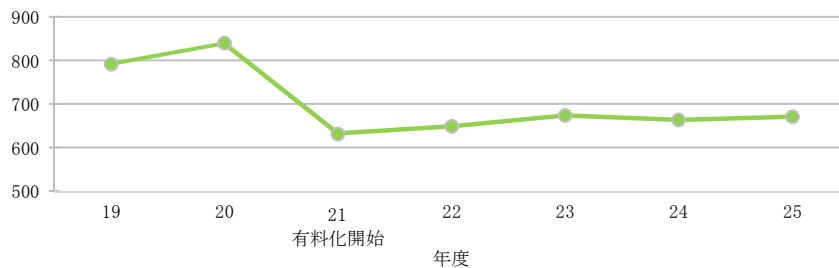
コラム3 「ごみ処理の有料化」とは？

「ごみ処理の有料化」とは、家庭から出される一般廃棄物の処理について**手数料**を徴収することをいい、多くの場合は、**指定ごみ袋**を販売する際に手数料を上乗せする形で徴収されています。

一般廃棄物の処理には、当然そのためのコストがかかりますが、そのコストは各市町村の税金を財源としています。そのため、一般廃棄物の排出量に応じた「ごみ処理の有料化」を実施することで、排出量の多い住民と少ない住民が受ける**行政サービスの公平性**を確保するねらいがあります。

また、「ごみ処理の有料化」が実施されることで、それぞれの家庭において、廃棄物の発生抑制及び再利用、可燃ごみと資源物の分別等の取組が促進され、**一般廃棄物の排出量の減少**、それに伴う各市町村における**処理コストの抑制**等の効果も期待できます。

実際に、「市町別の『県民1人1日当たりの生活系一般廃棄物の排出量』(p8)を見てみると、「ごみ処理の有料化」を実施している市町の方が排出量は少ない傾向にあり、また、例えば、21年度に「ごみ処理の有料化」を開始した**那須塩原市**では、21年度以降、排出量が減少しています。

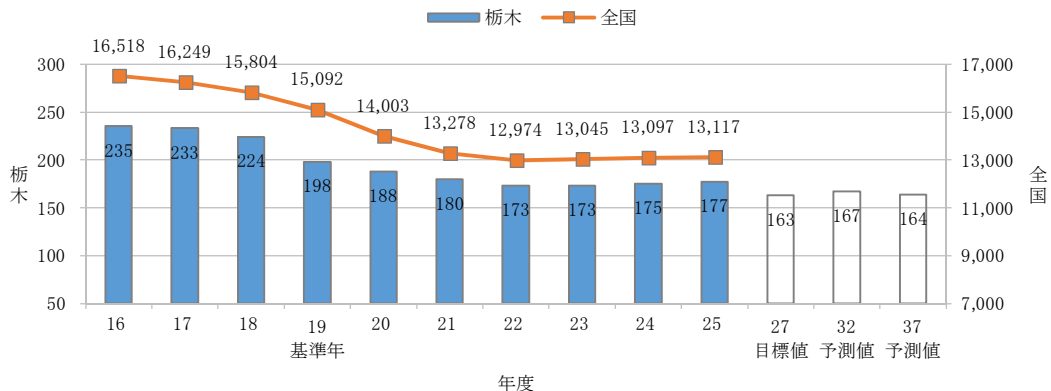


那須塩原市における「県民1人1日当たりの生活系一般廃棄物の排出量」の推移 [単位：g]

ウ 事業系一般廃棄物の排出量

- 事業系一般廃棄物の排出量については、景気動向、企業立地等の影響により増減する傾向にあり、県内では、前計画の基準年である19年度から22年度まで減少した後、23年度から25年度までおおむね横ばいで推移しています。
- 25年度の県内における事業系一般廃棄物の排出量は19年度比10.6%減（21千t減）の177千tであり、前計画の目標値（27年度：163千t）の達成は困難な状況です。

【図6】県内における事業系一般廃棄物の排出量の推移（全国との比較）[単位：千t]



(3) 県内で排出された一般廃棄物の処理の現状等

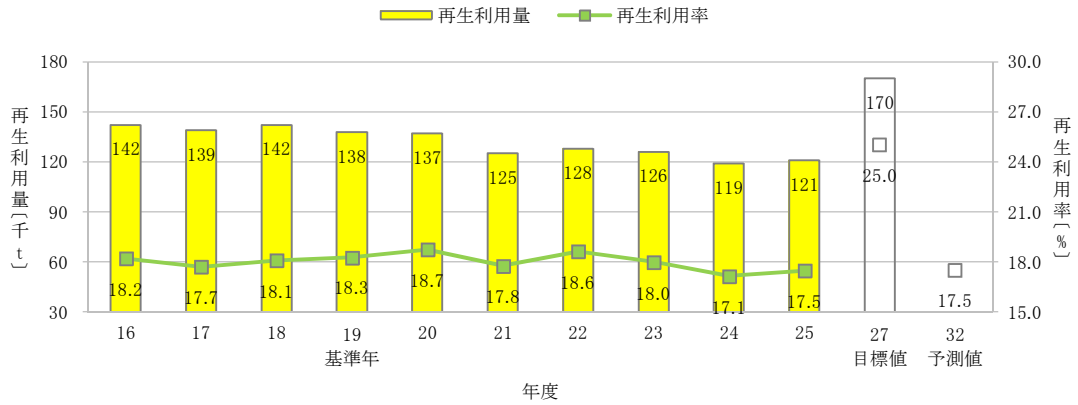
ア 処理状況の推移

- 県内で排出された一般廃棄物の再生利用率は、前計画の基準年である 19 年度以降おおむね横ばいで推移しています。
- 25 年度に県内から排出された一般廃棄物の再生利用率は 17.5%であり、前計画の目標値（27 年度：25.0%）の達成は困難な状況です。
- 25 年度に実施した市町及び県内の一部事務組合（以下「市町等」という。）の焼却施設における可燃ごみの組成分析結果から、「紙」、「布類」等が分別されずに可燃ごみとして排出されている実態が見られます。
- 県内で排出された一般廃棄物の最終処分量及び最終処分率は、前計画の基準年である 19 年度以降低減傾向にあります。
- 25 年度において、最終処分量が 19 年度比 20.5%減（16 千 t 減）の 62 千 t、最終処分率が 9.0%となっており、前計画の目標値については、最終処分量（27 年度：61 千 t）は達成する見込みであり、最終処分率（27 年度：9.0%）は既に達成しています。
- 最終処分量の削減等を図るため、市町等及び県内の民間の一般廃棄物処理施設では、廃棄物又はその焼却後に残った灰等の溶融スラグ化が進められています。
- 市町等の処理施設における溶融スラグの生産量は、増加傾向にありますが、未利用量も多い状況です。

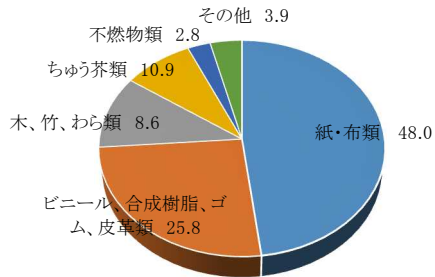
【表 2】 県内で排出された一般廃棄物の処理状況の推移

| 年度 | 再生利用量〔千 t〕 | | 減量化量〔千 t〕 | | 最終処分量〔千 t〕 | | 合計〔千 t〕 (排出量) |
|----|------------|------|-----------|------|------------|------|------------------|
| | | 率〔%〕 | | 率〔%〕 | | 率〔%〕 | |
| 16 | 142 | 18.2 | 556 | 71.3 | 82 | 10.5 | 780 |
| 17 | 139 | 17.7 | 562 | 71.4 | 86 | 10.9 | 787 |
| 18 | 142 | 18.1 | 558 | 71.1 | 84 | 10.7 | 784 |
| 19 | 138 | 18.3 | 540 | 71.4 | 78 | 10.3 | 756 |
| 20 | 137 | 18.7 | 519 | 71.1 | 74 | 10.2 | 730 |
| 21 | 125 | 17.8 | 510 | 72.6 | 68 | 9.6 | 703 |
| 22 | 128 | 18.6 | 498 | 72.4 | 61 | 8.9 | 687 |
| 23 | 126 | 18.0 | 506 | 72.4 | 67 | 9.6 | 699 |
| 24 | 119 | 17.1 | 504 | 72.9 | 69 | 9.9 | 691 |
| 25 | 121 | 17.5 | 507 | 73.5 | 62 | 9.0 | 690 |

【図7】県内で排出された一般廃棄物の再生利用量及び再生利用率の推移

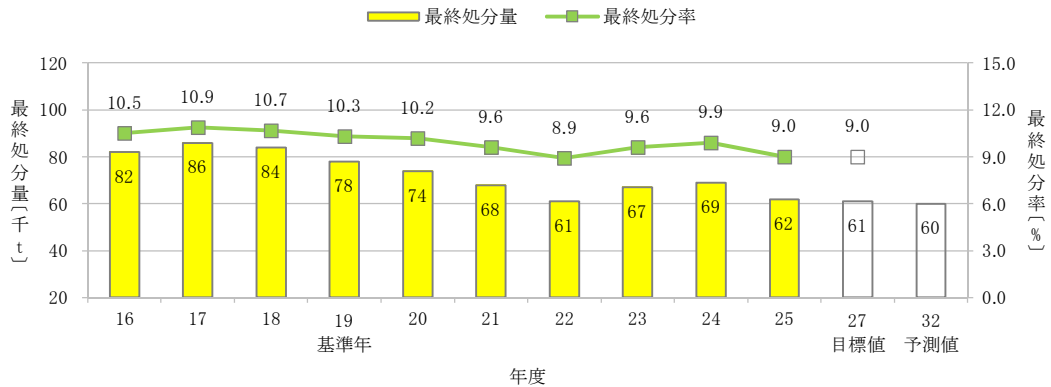


【図8】市町等の焼却施設における可燃ごみの組成分析結果（25年度）〔単位：％〕

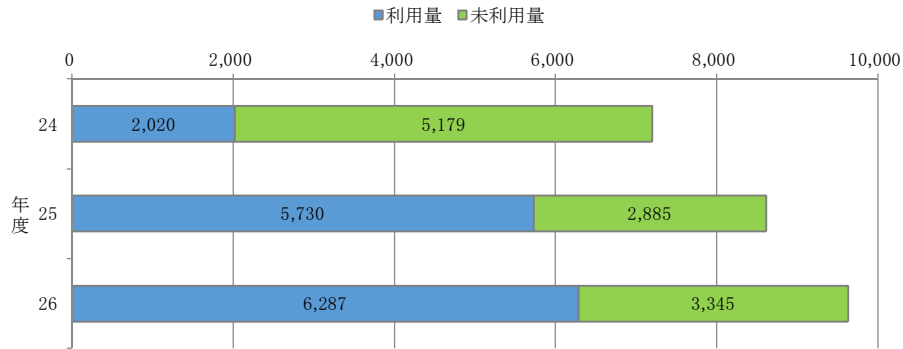


(注) 乾燥させた後の可燃ごみの組成分析結果

【図9】県内で排出された一般廃棄物の最終処分量及び最終処分率の推移



【図 10】 市町等が生産する溶融スラグの利用量及び未利用量〔単位：t〕



コラム4 「溶融スラグ」とは？

「溶融スラグ」とは、廃棄物又はその焼却後に残った灰等を **1,200℃以上** の高温で溶かした後、冷却して固めた物で、道路の舗装及び側溝、造成工事の際の盛土材等の**原材料**として使用されています。

このほか、溶融スラグ化には、**最終処分量の削減、有害物質の無害化**等のメリットがあります。

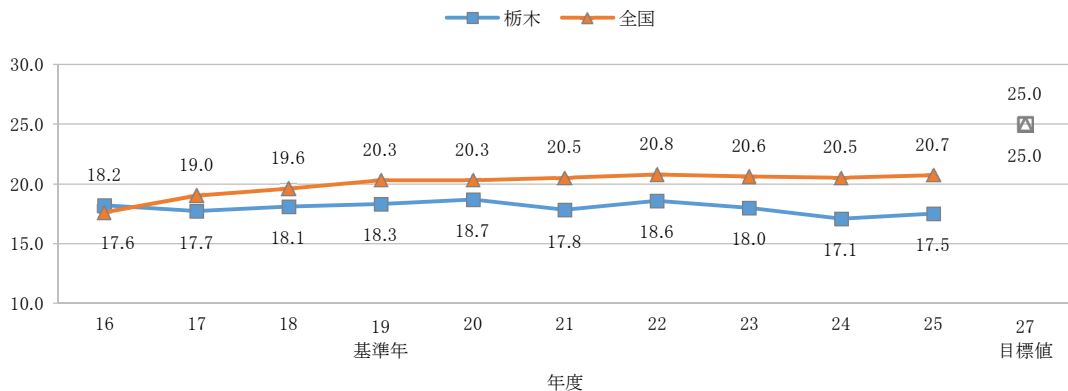


県内の溶融施設において生産された溶融スラグ

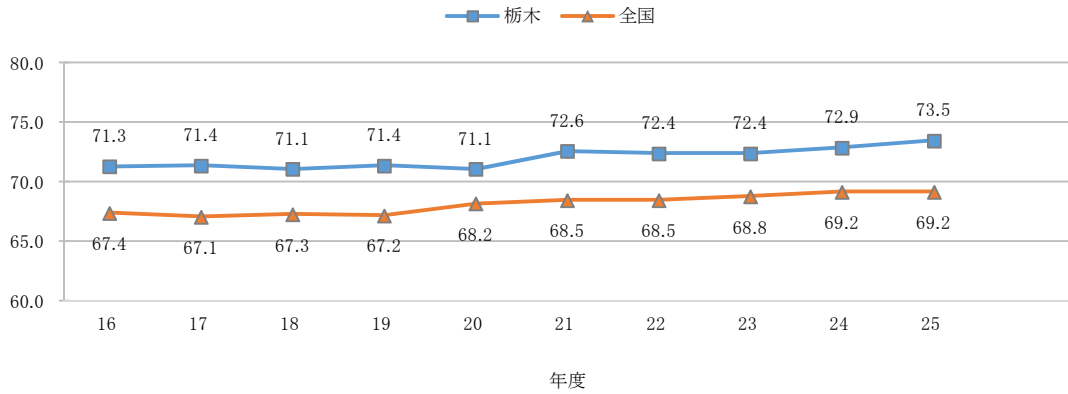
イ 全国との比較

- 25 年度に県内で排出された一般廃棄物の処理状況は、再生利用率（17.5%）は全国平均（20.7%）より低いものの、減量化率（73.5%）が全国平均（69.2%）より高いことから、最終処分率（9.0%）は全国平均（10.1%）より低く抑えられています。
- 25 年度における本県の「セメント原料化」、「容器包装プラスチック」、「固形燃料」等の再生利用の割合は、全国平均より低くなっています。

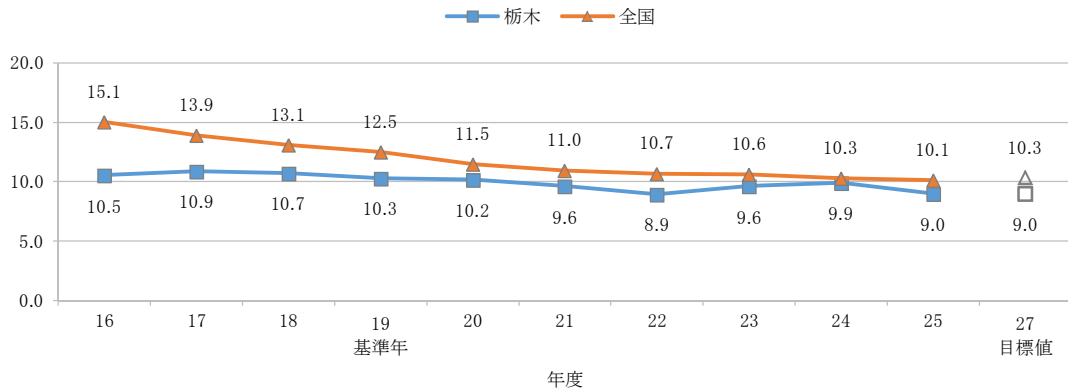
【図 11】 県内で排出された一般廃棄物の再生利用率の推移（全国との比較）〔単位：%〕



【図 12】 県内で排出された一般廃棄物の減量化率の推移（全国との比較）〔単位：％〕



【図 13】 県内で排出された一般廃棄物の最終処分率の推移（全国との比較）〔単位：％〕



【表 3】 県内で排出された一般廃棄物の再生利用率の品目別の内訳（全国との比較）
（25年度）〔単位：％〕

| 品目 | 栃木 | 全国 |
|------------|------|------|
| 紙類 | 9.3 | 9.4 |
| 紙パック | 0.0 | 0.0 |
| 紙製容器包装 | 0.1 | 0.3 |
| 金属類 | 2.4 | 2.0 |
| ガラス類 | 1.5 | 1.8 |
| ペットボトル | 0.7 | 0.7 |
| 白色トレイ | 0.0 | 0.0 |
| 容器包装プラスチック | 0.8 | 1.5 |
| プラスチック類 | 0.2 | 0.1 |
| 布類 | 0.6 | 0.4 |
| 肥料 | 0.2 | 0.3 |
| 溶融スラグ | 1.1 | 1.2 |
| 固形燃料 | 0.4 | 0.8 |
| セメント原料化 | 0.0 | 0.7 |
| その他 | 0.1 | 1.3 |
| 合計 | 17.5 | 20.7 |

(3) 県内の一般廃棄物処理施設の現状等

ア 市町等の一般廃棄物処理施設の状況

(ア) 中間処理施設

- 市町等の焼却施設については、「栃木県ごみ処理広域化計画」に基づき 10 の地域ブロックを設定し、広域的整備を進めてきた結果、27 年 4 月現在で 16 施設に集約されています。
- 市町等の焼却施設の広域的整備については、スケジュールに遅れが生じている施設があり、前計画の目標値（27 年度：9 施設/9 施設）の達成は困難な状況です。
- 27 年 4 月現在で、市町等の焼却施設 16 施設のうち 13 施設で廃棄物を焼却する際に発生する熱エネルギーの回収が行われており、回収した熱エネルギーは、10 施設では施設内の冷暖房、施設外の温水プール等に利用され、6 施設では発電に利用され、かつ、その全ての施設で施設外に電力を供給しています。
- 市町等のリサイクル施設については、焼却施設に準じて広域的整備が進められています。

【図 14】市町等の焼却施設の広域的整備の状況

| | | | | |
|---------|---|---------|---|-------------|
| 20 年度末 | ⇒ | 25 年度末 | ⇒ | 27 年度末(目標値) |
| 5施設/8施設 | | 8施設/9施設 | | 9施設/9施設 |

(注) 20 年度末から 25 年度末までの間に整備済みの施設: 那須地域(21 年度)、日光地域(22 年度)、芳賀地域(25 年度)

【表 4】市町等の焼却施設における熱回収の状況 (27 年 4 月現在) [単位: 施設]

| | 施設数 | 備考 |
|-------|-------|-----------------------|
| 熱回収あり | 13(8) | |
| 熱利用 | 10(5) | 冷暖房、温水プール、ビニールハウス等に利用 |
| 発電 | 6(6) | — |
| 熱回収なし | 3 | — |
| 合計 | 16 | |

(注1) 「熱回収あり」の施設では、「熱利用」、「発電」共に実施している施設があるため、合計と内訳が一致しない。

(注2) ()内の数は、施設外に熱エネルギー又は電力を供給している施設の数である。

【表 5】市町等の焼却施設における発電の状況 (25 年度) [単位: MWh]

| 市町等 | 宇都宮市 | 栃木市 | 佐野市 | 日光市 | 那須塩原市 | 芳賀地区広域行政事務組合 |
|-----|--------|--------|-------|-------|--------|--------------|
| 発電量 | 46,983 | 15,687 | 8,982 | 8,841 | 13,249 | 26 年度に |
| 売電量 | 16,552 | 2,583 | 960 | 379 | 5,823 | 稼働開始 |

(注) 宇都宮市は「クリーンパーク茂原」、佐野市は「みかもクリーンセンター」における発電の状況である。

コラム5 焼却施設における熱回収について

足利市南部クリーンセンター（焼却施設）では、回収した**熱エネルギー**が、施設内で**冷暖房、給湯**等に利用されるとともに、周辺の**ビニールハウス**等に供給され、冬春トマトの促成栽培を可能にするなど、施設内外で有効に利用されています。

県外に目を転じてみると、焼却施設の整備と**街づくり**が一体となった取組が進められている事例もあり、そこでは、回収した熱エネルギーが、**熱エネルギー**又は**電力**の形で、周辺の**住宅、ビル、商業施設、病院**等で有効に利用されています。



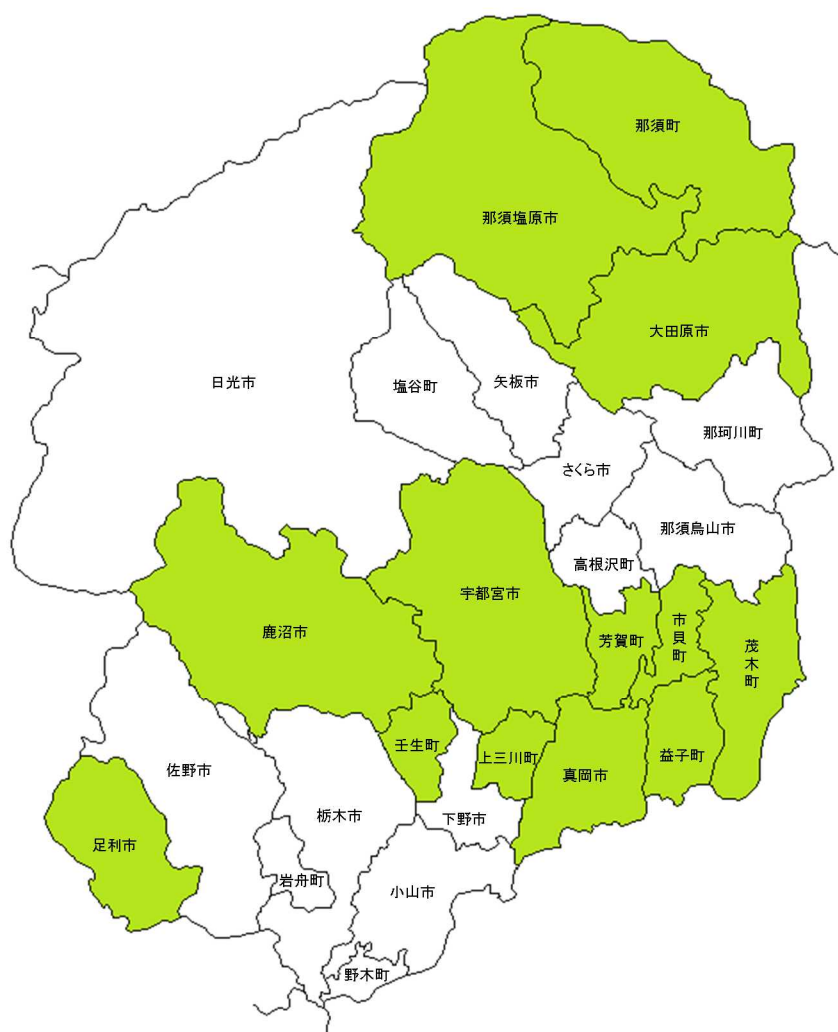
足利市南部クリーンセンターと熱エネルギーの供給を受けている周辺のビニールハウス

※ 足利市提供

（イ）最終処分場

- 市町等の最終処分場については、焼却施設に準じて広域的整備が進められてきましたが、25年度末現在で、市町の半数に当たる13市町で最終処分場を保有していない状況です。
- 県内には民間の最終処分場がないことから、最終処分場を保有していない市町は、県外の最終処分場に搬出しています。
- 25年度における最終処分量に係る県外の民間最終処分場への依存度について、本県（33.3%）では、全国平均（10.1%）を大きく上回っています。

【図 15】市町別の最終処分場の保有状況（25 年度）



(注1) 網掛けしている市町は、最終処分場を「保有している」市町である。

(注2) 「保有している」市町とは、当該市町における最終処分量の全部を市町等が保有する最終処分場で処分している市町をいう。

【表 6】市町における最終処分場の保有状況（全国との比較）（25 年度）

| | 保有している | 保有していない |
|----|--|--|
| 栃木 | 13 市町 / 26 市町 (50.0%) ※ 人口: 1,214,803 人 (60.4%) | 13 市町 / 26 市町 (50.0%) ※ 人口: 796,628 人 (39.6%) |
| 全国 | 1,442 / 1,742 市区町村 (82.8%) | 300 / 1,742 市区町村 (17.2%) |

【表7】市町等の最終処分場の残余容量及び残余年数の推移（全国との比較）

| 年度末 | 栃木 | | | 全国 | |
|-----|-----|---------------------------|-------------|----------------------------|-------------|
| | 施設数 | 残余容量 〔m ³ 〕 | 残余年数 〔年〕 | 残余容量 〔千m ³ 〕 | 残余年数 〔年〕 |
| 16 | 9 | 852,892 | 8.5 | 138,259 | 14.0 |
| 17 | 9 | 802,240 | 7.6 | 132,976 | 14.8 |
| 18 | 9 | 749,426 | 7.3 | 130,359 | 15.6 |
| 19 | 9 | 695,489 | 7.3 | 122,015 | 15.7 |
| 20 | 9 | 669,495 | 7.3 | 116,044 | 18.0 |
| 21 | 9 | 623,828 | 7.5 | 116,044 | 18.7 |
| 22 | 9 | 587,360 | 7.8 | 114,458 | 19.3 |
| 23 | 9 | 561,265 | 6.8 | 111,346 | 18.9 |
| 24 | 9 | 524,634 | 6.2 | 112,255 | 19.7 |
| 25 | 8 | 489,218 | 6.4 | 107,410 | 19.3 |

(注1) 残余年数＝当該年度末における残余容量÷(当該年度における最終処分量÷埋立ごみ比重 0.8163)

(注2) 施設によっては、地元住民との協定等に基づく稼働期限があるため、残余容量が必ずしも埋立可能容量とはならない場合がある。

【表8】全国における当該都道府県外の民間最終処分場への依存度（25年度）〔単位：％〕

| 順位 | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 | 全国平均 |
|------|-------|------|------|------|------|------|
| 都道府県 | 山梨県 | 千葉県 | 埼玉県 | 栃木県 | 高知県 | |
| 依存度 | 100.0 | 47.2 | 37.4 | 33.3 | 25.0 | 10.1 |

(注) 依存度＝当該都道府県外の民間最終処分場への搬出量÷当該都道府県における最終処分量の合計

イ 民間の一般廃棄物処理施設の状況

- 県内には、27年4月現在で、民間の一般廃棄物処理施設が41施設あり、焼却、焼却残さの熔融スラグ化、容器包装等の再生利用等が行われています。

【表9】県内における民間の一般廃棄物処理施設の設置状況（27年4月現在）

| | 焼却施設 (熔融施設を含む。) | 粗大ごみ処理施設・ 資源化等を行う施設 | ごみ燃料化施設 | 合計 |
|---------------|--------------------|------------------------|---------|----|
| 施設数 〔施設〕 | 4 | 32 | 5 | 41 |
| 処理能力 〔t/日〕 | 249 | 6,002 | 1,232 | — |

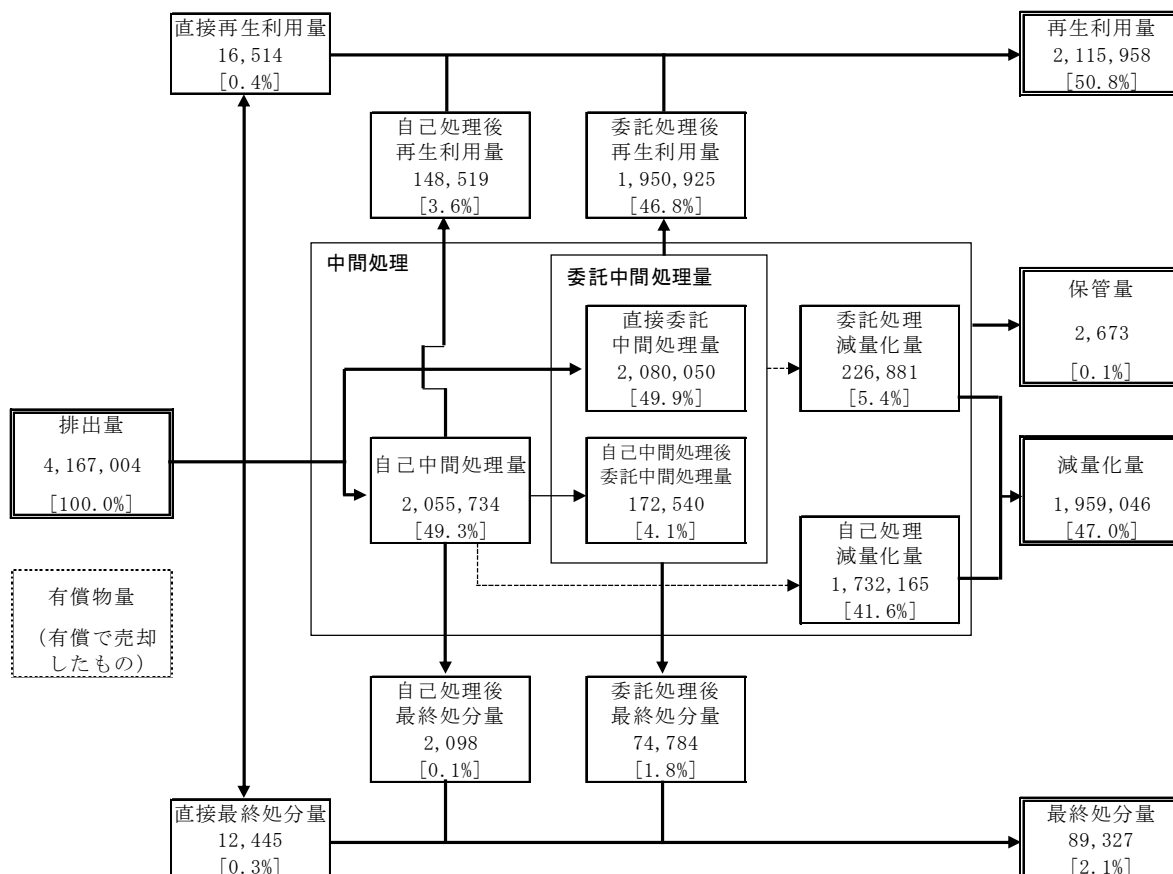
(注) 廃棄物処理法に基づく許可施設及び届出施設に限る。

2 産業廃棄物

(1) 本県における産業廃棄物の概況 (25年度)

- 25年度には、県内で4,167千tの産業廃棄物が排出されています。
- 25年度に県内で排出された産業廃棄物は、2,116千t (50.8%) が再生利用、1,959千t (47.0%) が減量化、89千t (2.1%) が最終処分されています。

【図16】 産業廃棄物の処理フロー (25年度) [単位:t]



(注1) []内は排出量に対する割合

(注2) 保管量: 廃棄物中の放射能濃度が高いなどの理由により保管されている量

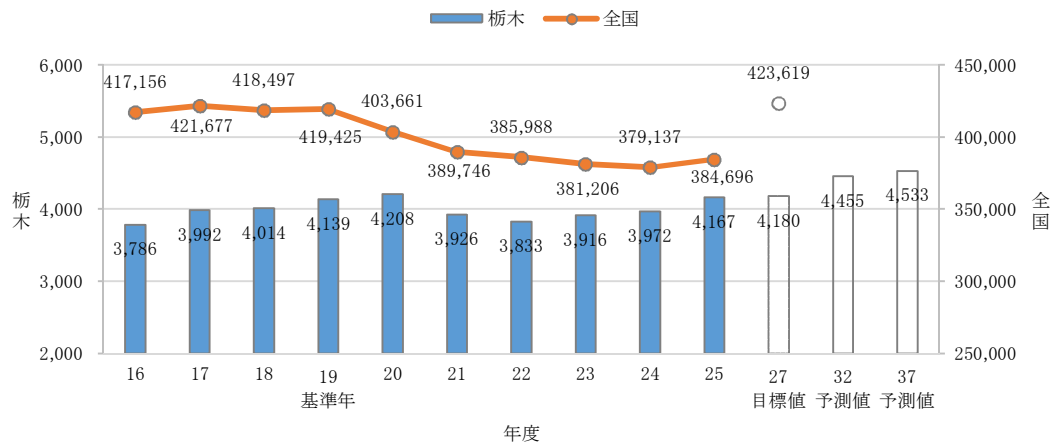
(2) 県内における産業廃棄物の排出の現状等

- 産業廃棄物の排出量については、景気動向、企業立地等の影響により増減する傾向にあり、県内では、20年度まで緩やかに増加した後、リーマンショック(20年9月)の影響等により減少しましたが、23年度以降再び増加に転じています。
- 25年度の県内における産業廃棄物の排出量は19年度比0.7%増(28千t増)の4,167千tであり、前計画の目標値(27年度:4,180千t)は達成していますが、近年の増加傾向を考慮すると、最終的な目標値の達成は困難な状況です。
- 25年度の県内における産業廃棄物の排出量のうち、汚泥の排出量が46.4%を占めています。
- 26年度に実施した県内の排出事業者に対するアンケート調査では、産業廃棄物の排出抑制等に取り組んでいない事業者が有効回答数の33.5%を占め、その理由としては、取

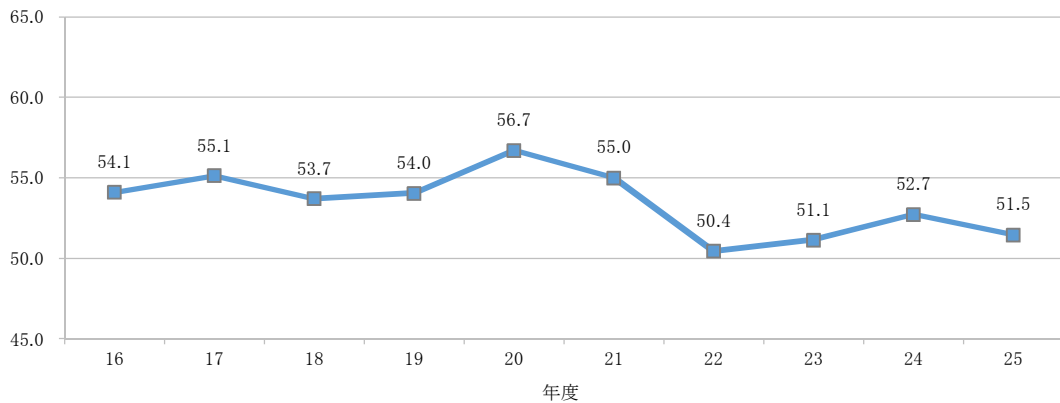
り組まなくても特に困らないこと、どのように取り組めばよいか分からないこと等が挙げられています。

- 製造品出荷額等、元請工事完成高等の状況から予測した将来における県内の産業廃棄物の排出量は、32年度（5年後）において25年度比6.9%増（288千t増）の4,455千t、37年度（10年後）において25年度比8.8%増（366千t増）の4,533千tとなります。

【図17】 県内における産業廃棄物の排出量の推移〔単位：千t〕



【図18】 県内の産業による生産額（実質）1億円当たりの産業廃棄物の排出量の推移〔単位：t〕



(注) 県内の産業による生産額(実質)：県内総生産(実質)のうち産業によるもの(農林水産業及び鉱業によるものを除く。)

【表 10】県内における産業廃棄物の品目別の排出量の推移〔単位：千 t〕

| 年度 | 汚泥 | がれき類 | 鋳さい | 木くず | 廃プラスチック類 | ガラス陶磁器くず | 金属くず | その他 | 合計 |
|----|-------|-------|-----|-----|----------|----------|------|-----|-------|
| 16 | 1,594 | 1,107 | 308 | 86 | 113 | 82 | 196 | 300 | 3,786 |
| 17 | 1,724 | 1,091 | 315 | 83 | 122 | 82 | 186 | 389 | 3,992 |
| 18 | 1,715 | 1,105 | 319 | 85 | 115 | 86 | 189 | 400 | 4,014 |
| 19 | 1,805 | 1,120 | 325 | 87 | 117 | 97 | 182 | 406 | 4,139 |
| 20 | 1,769 | 909 | 390 | 177 | 117 | 198 | 161 | 486 | 4,208 |
| 21 | 1,687 | 850 | 255 | 172 | 101 | 185 | 147 | 529 | 3,926 |
| 22 | 1,649 | 777 | 323 | 153 | 105 | 165 | 158 | 504 | 3,833 |
| 23 | 1,661 | 876 | 337 | 169 | 115 | 198 | 120 | 440 | 3,916 |
| 24 | 1,727 | 950 | 316 | 158 | 110 | 178 | 94 | 440 | 3,972 |
| 25 | 1,932 | 974 | 339 | 163 | 161 | 122 | 117 | 360 | 4,167 |

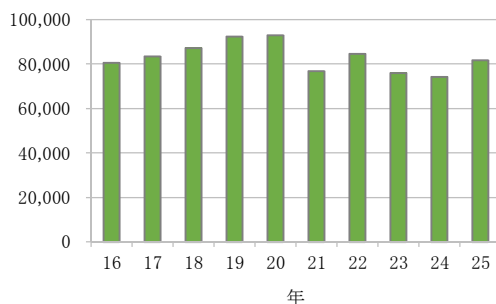
(注) 20 年度に「木くず」の排出量が増加した主な要因は、20 年4月から木製パレット等が産業廃棄物に追加されたことによる。

【表 11】県内における産業廃棄物の業種別の排出量の推移〔単位：千 t〕

| 年度 | 製造業 | 建設業 | 電気・ガス・水道業 | その他 | 合計 |
|----|-------|-------|-----------|-----|-------|
| 16 | 1,416 | 1,241 | 1,055 | 74 | 3,786 |
| 17 | 1,467 | 1,222 | 1,141 | 163 | 3,992 |
| 18 | 1,495 | 1,228 | 1,106 | 186 | 4,014 |
| 19 | 1,493 | 1,247 | 1,208 | 191 | 4,139 |
| 20 | 1,676 | 1,161 | 1,192 | 179 | 4,208 |
| 21 | 1,579 | 1,062 | 1,087 | 198 | 3,926 |
| 22 | 1,663 | 953 | 1,029 | 188 | 3,833 |
| 23 | 1,589 | 1,106 | 1,049 | 171 | 3,916 |
| 24 | 1,514 | 1,141 | 1,124 | 194 | 3,972 |
| 25 | 1,585 | 1,154 | 1,215 | 214 | 4,167 |

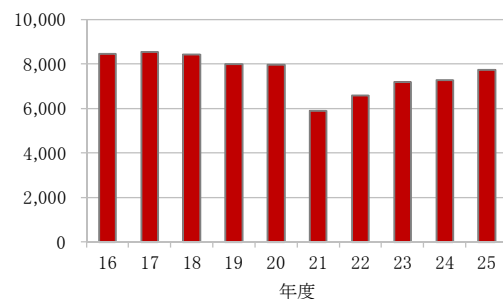
(注) 17 年度に「その他」の排出量が増加した主な要因は、17 年 1 月に自動車リサイクル法が施行され、使用済自動車の排出量が自動車解体業に計上されたことによる。

【図 19】県内における製造品出荷額等の推移〔単位：億円〕



※ 工業統計調査(経済産業省)を加工

【図 20】県内における元請工事完成高の推移〔単位：億円〕



※ 建設工事施工統計調査(国土交通省)を加工

(3) 県内で排出された産業廃棄物の処理の現状等

ア 処理状況の推移

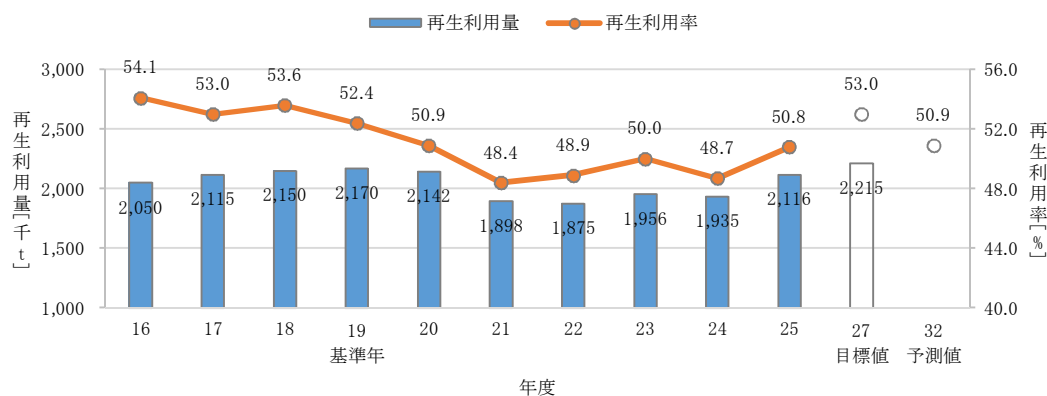
- 県内で排出された産業廃棄物の再生利用率は、前計画の基準年である 19 年度以降やや減少傾向にあります。
- 25 年度に県内で排出された産業廃棄物の再生利用率は 50.8%であり、前計画の目標値（27 年度：53.0%）の達成は困難な状況です。
- 県内で排出された産業廃棄物の最終処分量及び最終処分率は、前計画の基準年である 19 年度以降低減傾向にあります。
- 25 年度において、最終処分量が 19 年度比 26.4%減（32 千 t 減）の 89 千 t、最終処分率が 2.1%となっており、前計画の目標値については、最終処分量（27 年度：106 千 t）、最終処分率（27 年度：2.5%）共に既に達成しています。
- 25 年度に県内で排出された産業廃棄物の処理状況は、再生利用率（50.8%）は全国平均（53.4%）より低いものの、減量化率（47.0%）が全国平均（43.6%）より高いことから、最終処分率（2.1%）は全国平均（3.0%）より低く抑えられています。

【表 12】 県内で排出された産業廃棄物の処理状況の推移

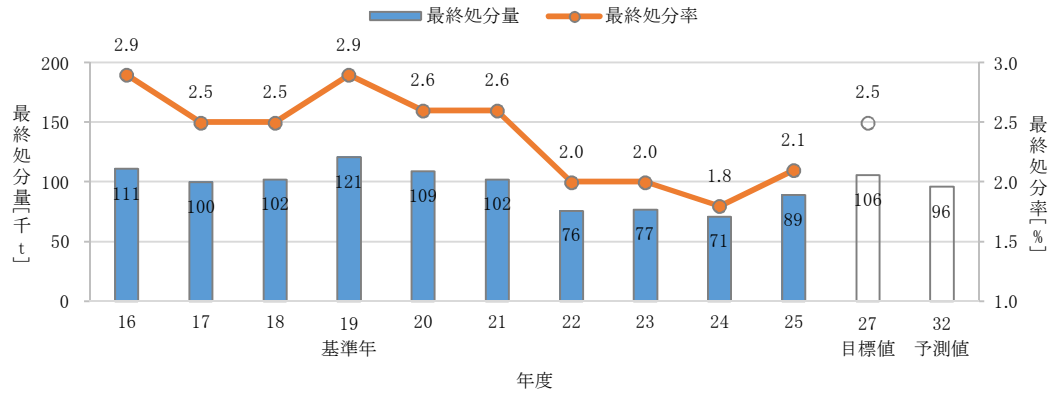
| 年度 | 再生利用量[千 t] | | 減量化量[千 t] | | 最終処分量[千 t] | | 保管量[千 t] | | 合計 [千 t] |
|----|------------|------|-----------|------|------------|------|----------|------|-------------|
| | | 率[%] | | 率[%] | | 率[%] | | 率[%] | |
| 16 | 2,050 | 54.1 | 1,624 | 42.9 | 111 | 2.9 | - | - | 3,786 |
| 17 | 2,115 | 53.0 | 1,777 | 44.5 | 100 | 2.5 | - | - | 3,992 |
| 18 | 2,150 | 53.6 | 1,761 | 43.9 | 102 | 2.5 | - | - | 4,014 |
| 19 | 2,170 | 52.4 | 1,848 | 44.6 | 121 | 2.9 | - | - | 4,139 |
| 20 | 2,142 | 50.9 | 1,957 | 46.5 | 109 | 2.6 | - | - | 4,208 |
| 21 | 1,898 | 48.4 | 1,926 | 49.0 | 102 | 2.6 | - | - | 3,926 |
| 22 | 1,875 | 48.9 | 1,882 | 49.1 | 76 | 2.0 | - | - | 3,833 |
| 23 | 1,956 | 50.0 | 1,880 | 48.0 | 77 | 2.0 | 2 | 0.1 | 3,916 |
| 24 | 1,935 | 48.7 | 1,965 | 49.5 | 71 | 1.8 | 2 | 0.0 | 3,972 |
| 25 | 2,116 | 50.8 | 1,959 | 47.0 | 89 | 2.1 | 3 | 0.1 | 4,167 |

(注) 保管量:廃棄物中の放射能濃度が高いなどの理由により保管されている量

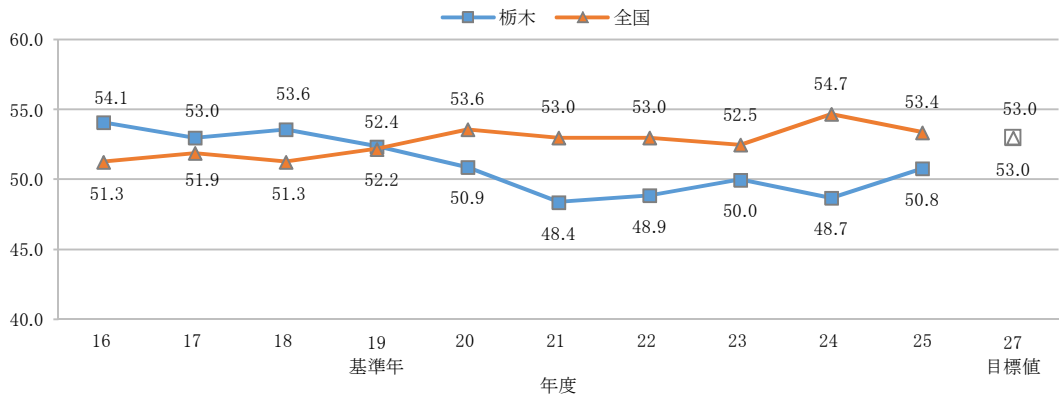
【図 21】 県内で排出された産業廃棄物の再生利用量及び再生利用率の推移



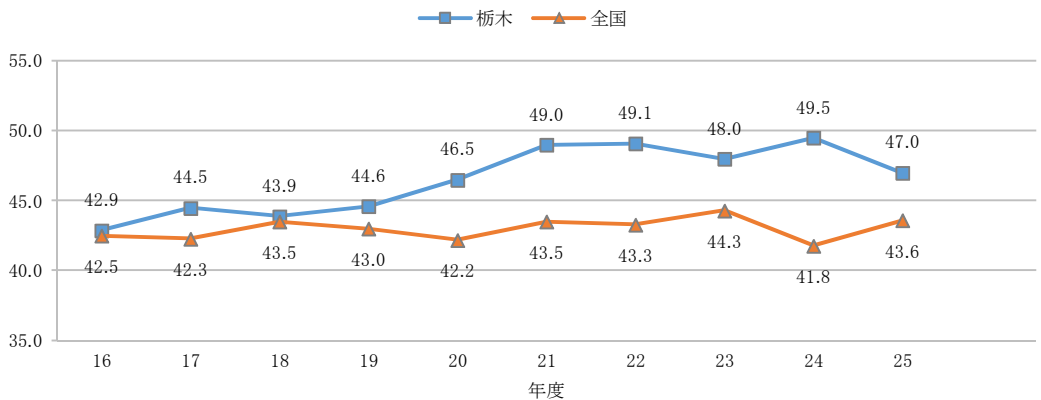
【図22】 県内で排出された産業廃棄物の最終処分量及び最終処分率の推移



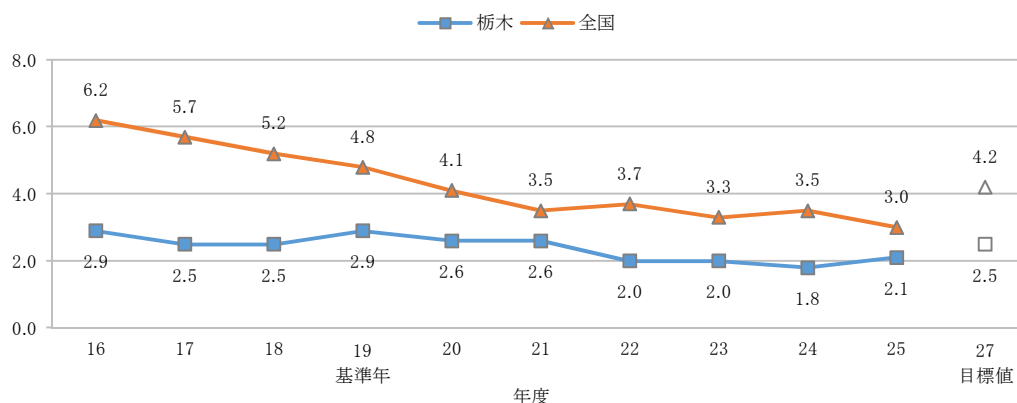
【図23】 県内で排出された産業廃棄物の再生利用率の推移（全国との比較）〔単位：％〕



【図24】 県内で排出された産業廃棄物の減量化率の推移（全国との比較）〔単位：％〕



【図 25】 県内で排出された産業廃棄物の最終処分率の推移（全国との比較）〔単位：％〕



イ 品目別の処理状況

- 25 年度に県内で排出された産業廃棄物の排出量のうち、品目別で排出量の最も多かった汚泥については、減量化率（91.2%）が非常に高く、再生利用率（7.8%）及び最終処分率（0.9%）は低くなっています。
- 25 年度において、がれき類、鉱さい及び金属くずは、減量化率が低く、再生利用率は高くなっているのに対し、廃プラスチック類及び木くずは、減量化率が高く、再生利用率は低く、また、ガラス陶磁器くず及び廃プラスチック類は、最終処分率が高い状況です。

【表 13】 県内で排出された産業廃棄物の品目別処理状況（25 年度）

| | 再生利用量 〔千 t〕 | | 減量化量 〔千 t〕 | | 最終処分量 〔千 t〕 | | 保管量〔千 t〕 | | 合計〔千 t〕 (排出量) |
|----------|----------------|------|---------------|------|----------------|------|----------|------|------------------|
| | | 率〔%〕 | | 率〔%〕 | | 率〔%〕 | | 率〔%〕 | |
| 汚泥 | 151 | 7.8 | 1,762 | 91.2 | 17 | 0.9 | 3 | 0.1 | 1,932 |
| がれき類 | 960 | 98.6 | 0 | 0.0 | 13 | 1.4 | 0 | 0.0 | 974 |
| 鉱さい | 335 | 98.8 | 0 | 0.0 | 4 | 1.2 | 0 | 0.0 | 339 |
| 木くず | 109 | 66.7 | 50 | 30.4 | 5 | 2.9 | 0 | 0.0 | 163 |
| 廃プラスチック類 | 93 | 57.8 | 53 | 33.1 | 15 | 9.0 | 0 | 0.0 | 161 |
| ガラス陶磁器くず | 106 | 86.8 | 0 | 0.0 | 16 | 13.2 | 0 | 0.0 | 122 |
| 金属くず | 116 | 99.3 | 0 | 0.0 | 1 | 0.7 | 0 | 0.0 | 117 |
| その他 | 246 | 68.4 | 95 | 26.3 | 19 | 5.3 | 0 | 0.0 | 360 |
| 合計 | 2,116 | 50.8 | 1,959 | 47.0 | 89 | 2.1 | 3 | 0.1 | 4,167 |

ウ 中間処理の状況

- 25 年度に県内で排出された産業廃棄物の中間処理については、脱水及び破碎によるものが多く、全体の 81.2%を占めています。

【表 14】 県内で排出された産業廃棄物の中間処理の状況（25 年度）

| | 自社処理〔千 t〕 | | 委託処理(県内)〔千 t〕 | | 委託処理(県外)〔千 t〕 | | 合計 〔千 t〕 |
|---------|-----------|-------|---------------|-------|---------------|-------|-------------|
| | | 割合〔%〕 | | 割合〔%〕 | | 割合〔%〕 | |
| 脱水 | 1,791 | 99.0 | 3 | 0.2 | 15 | 0.8 | 1,809 |
| 破碎 | 107 | 7.0 | 1,304 | 84.8 | 126 | 8.2 | 1,537 |
| 焼却 | 14 | 8.3 | 70 | 41.5 | 85 | 50.2 | 169 |
| 焼成 | 0 | 0.0 | 29 | 29.3 | 69 | 70.7 | 98 |
| 金属(鉄)回収 | 1 | 0.7 | 62 | 81.6 | 13 | 17.7 | 75 |
| 堆肥化 | 2 | 3.0 | 41 | 80.3 | 9 | 16.7 | 51 |
| 乾燥 | 14 | 43.6 | 11 | 36.0 | 6 | 20.4 | 32 |
| 中和 | 2 | 5.6 | 13 | 33.3 | 23 | 61.1 | 38 |
| 油水分離 | 2 | 7.1 | 12 | 48.8 | 11 | 44.0 | 25 |
| 非鉄金属回収 | 0 | 0.1 | 9 | 41.4 | 12 | 58.6 | 21 |
| 圧縮 | 0 | 0.7 | 6 | 48.6 | 7 | 50.7 | 13 |
| 切断 | 0 | 6.2 | 3 | 56.9 | 2 | 36.9 | 6 |
| その他 | 32 | 13.0 | 162 | 66.1 | 51 | 20.8 | 245 |
| 合計 | 1,965 | 47.7 | 1,725 | 41.9 | 430 | 10.4 | 4,119 |

(注) 自動車リサイクル法に基づく使用済自動車は、通常の産業廃棄物と処理体系が異なるため、集計対象に含めていない。

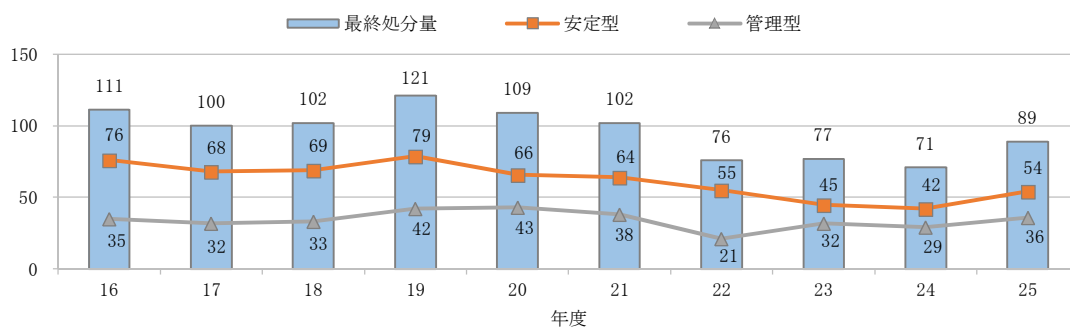
エ 最終処分の状況

- 25 年度に県内で排出された産業廃棄物のうち、安定型最終処分場に埋め立てることができるもの（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器くず及びがれき類であって、有害物質が含まれる自動車破碎物等を除く。以下「安定型産業廃棄物」という。）については、その 84.6%が県内で最終処分されています。
- 県内には管理型最終処分場がないことから、25 年度に県内で排出された産業廃棄物のうち、管理型最終処分場に埋め立てる必要があるもの（以下「管理型産業廃棄物」という。）については、その全量を県外に搬出しています。
- 前計画の基準年である 19 年度以降、安定型産業廃棄物の最終処分量はおおむね減少傾向にあり、管理型産業廃棄物の最終処分量はおおむね横ばいで推移しています。

【表 15】 県内で排出された産業廃棄物の最終処分の状況（25 年度）

| | 県内処理〔千 t〕 | | 県外処理〔千 t〕 | | 合計 〔千 t〕 |
|-----|-----------|-------|-----------|-------|-------------|
| | | 割合〔%〕 | | 割合〔%〕 | |
| 安定型 | 45 | 84.6 | 8 | 15.4 | 54 |
| 管理型 | - | - | 36 | 100.0 | 36 |
| 合計 | 45 | 50.6 | 44 | 49.4 | 89 |

【図 26】 県内で排出された産業廃棄物の最終処分量の推移〔単位：千 t〕



(4) 県内の産業廃棄物処理施設の現状等

ア 産業廃棄物処理施設の状況

(ア) 中間処理施設

- 県内には、27 年 4 月現在で、中間処理施設が 471 施設あり、そのうち 19 施設は排出事業者が設置した施設、452 施設は処分業者が設置した施設となっています。
- 27 年 4 月現在における県内の中間処理施設について、種類別では、破碎・切断施設が 273 施設で最も多く、次いで圧縮・減容施設が 49 施設、焼却施設が 30 施設となっています。
- 焼却施設については、27 年 4 月現在で、県内では、廃棄物処理法に基づく認定を受けた熱回収施設はありませんが、30 施設のうち 14 施設において焼却する際に発生する熱エネルギーの回収が行われており、回収した熱エネルギーは、10 施設では施設内の冷暖房、原材料の乾燥処理等に利用され、7 施設では発電に利用され、かつ、そのうち 1 施設で施設外に電力を供給しています。
- 25 年度には、県内の中間処理業者により 4,656 千 t の産業廃棄物が処理されており、品目別では、がれき類及びガラス陶磁器くずが多く、全体の 64.8%を占めています。
- 25 年度に県内の中間処理業者により処理された産業廃棄物は、県内で排出されたものと県外で排出されたものの割合がおおむね同程度となっていますが、近年は県外で排出されたものの割合がやや増加傾向にあります。

【表 16】 県内における中間処理施設の設置状況（27 年 4 月現在）

| | 排出事業者 | | 処分業者 | | 合計 | |
|---------|--------------|---------------|----------------|---------------|-----------------|---------------|
| | 施設数 〔施設〕 | 処理能力 〔t/日〕 | 施設数 〔施設〕 | 処理能力 〔t/日〕 | 施設数 〔施設〕 | 処理能力 〔t/日〕 |
| 焼却 | 7 | 143 | 23 | 1,001 | 30 | 1,144 |
| 熔融・焼成 | - | - | 13 | 3,926 | 13 | 3,926 |
| 脱水・乾燥 | 2 | 183 | 10 | 1,077 | 12 | 1,259 |
| 油水分離・ろ過 | 1 | 32 | 6 | 959 | 7 | 991 |
| 中和 | 0 | 0 | 8 | 1,606 | 8 | 1,606 |
| 破碎・切断 | 9 | 713 | 264 | 67,941 | 273 | 68,654 |
| 堆肥化 | - | - | 20 | 1,749 | 20 | 1,749 |
| 固形化 | - | - | 7 | 888 | 7 | 888 |
| 圧縮・減容 | - | - | 49 | 3,246 | 49 | 3,246 |
| その他 | - | - | 52 | 6,309 | 52 | 6,309 |
| 合計 | 19 (4.0%) | - - | 452 (96.0%) | - - | 471 (100.0%) | - - |

(注1) 排出事業者が設置した施設数は廃棄物処理法に基づく許可施設に限り、処分業者が設置した施設数は許可施設以外の施設を含む。

(注2) 排出事業者が設置する汚泥の脱水施設の大半は、事業場内の排水処理施設に付帯しており、廃棄物処理法に基づく許可施設に該当しないため、集計対象には含めていない。

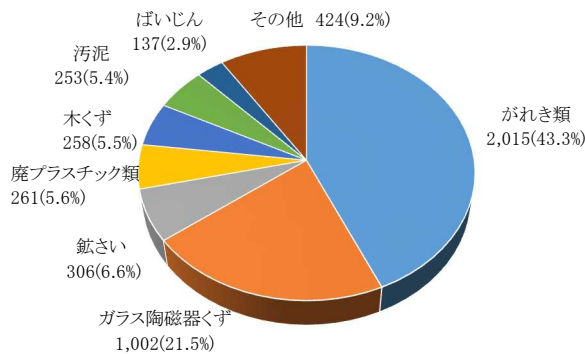
【表 17】 県内の焼却施設における熱回収の状況（27 年 4 月現在）〔単位：施設〕

| | 排出事業者 | 処分業者 | 合計 | 備考 |
|-------|-------|------|-------|------------------|
| 熱回収あり | 7(0) | 7(1) | 14(1) | |
| 熱利用 | 6(0) | 4(0) | 10(0) | 冷暖房、原材料の乾燥処理等に利用 |
| 発電 | 1(0) | 6(1) | 7(1) | - |
| 熱回収なし | 0 | 16 | 16 | - |

(注1) 「熱回収あり」の施設では、「熱利用」、「発電」共に実施している施設があるため、合計と内訳が一致しない。

(注2) ()内の数は、施設外に熱エネルギー又は電力を供給している施設の数である。

【図 27】 県内の中間処理業者による処理状況（25 年度）〔単位：千 t〕



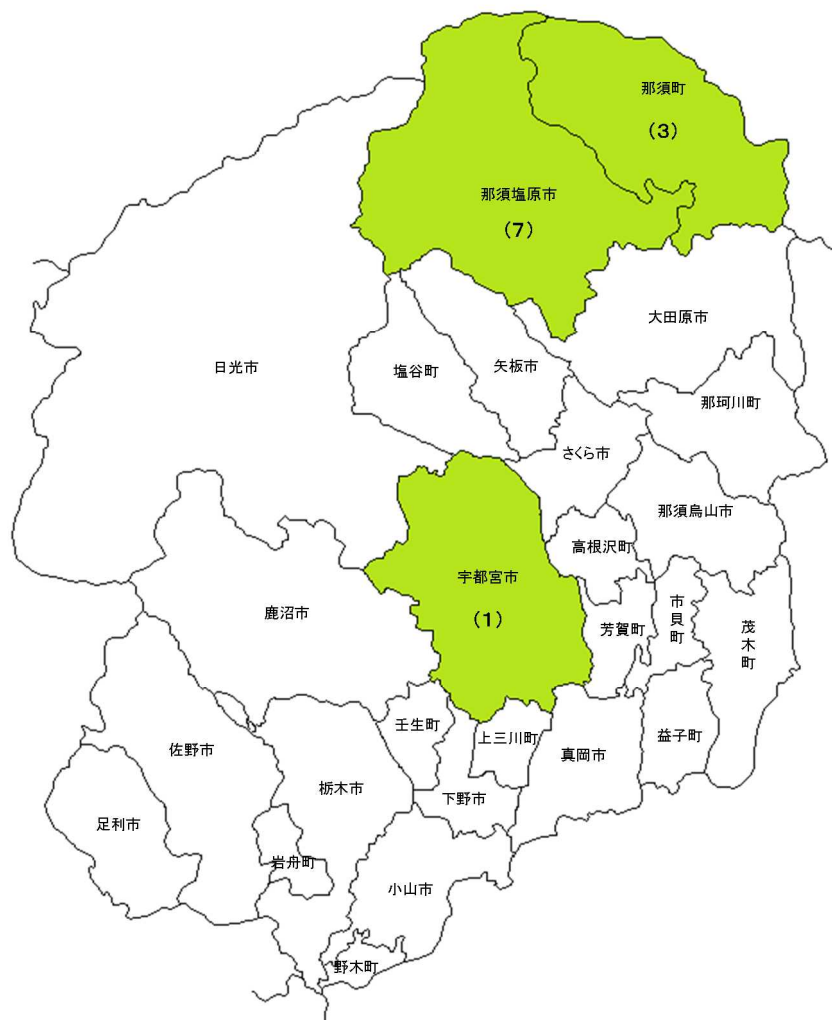
【表 18】 県内の中間処理業者による処理状況の推移

| 年度 | 県内排出〔千 t〕 | | 県外排出〔千 t〕 | | 合計 〔千 t〕 |
|----|-----------|-------|-----------|-------|-------------|
| | | 割合〔%〕 | | 割合〔%〕 | |
| 16 | 2,029 | 57.7 | 1,487 | 42.3 | 3,516 |
| 17 | 2,311 | 61.6 | 1,440 | 38.4 | 3,751 |
| 18 | 2,199 | 60.7 | 1,425 | 39.3 | 3,624 |
| 19 | 2,242 | 55.3 | 1,811 | 44.7 | 4,054 |
| 20 | 2,263 | 56.7 | 1,731 | 43.3 | 3,994 |
| 21 | 1,940 | 55.6 | 1,548 | 44.4 | 3,488 |
| 22 | 1,964 | 53.7 | 1,691 | 46.3 | 3,655 |
| 23 | 2,521 | 56.2 | 1,964 | 43.8 | 4,485 |
| 24 | 2,082 | 53.5 | 1,813 | 46.5 | 3,896 |
| 25 | 2,259 | 48.5 | 2,396 | 51.5 | 4,656 |

(イ) 最終処分場

- 県内には、27年4月現在で、安定型最終処分場が11施設あり、そのうち10施設が県北地域に集中しています。
- 県内の安定型最終処分場は、18年度以降は新規設置がない状況であり、残余容量は、年々減少しており、残余年数は、25年度末現在で7.3年となっています。
- 25年度には、県内の最終処分業者により186千tの産業廃棄物が処理されており、産業廃棄物の排出地域別では、県内で排出されたものと県外で排出されたものの割合がおおむね同程度となっていますが、近年は県内で排出されたものの割合が増加傾向にあります。
- 管理型最終処分場は、県内に設置されていない状況です。
- 47年度(20年後)までの間に県内で排出される産業廃棄物の最終処分量は、安定型産業廃棄物で2,349千 m^3 、管理型産業廃棄物で880千 m^3 と見込まれます。

【図 28】 県内における安定型最終処分場の設置状況



(注) 網掛けしている市町は、安定型最終処分場が設置されている市町であり、()内の数は、設置されている安定型最終処分場の数である。

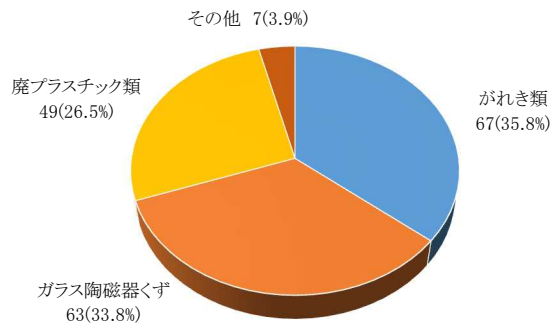
【表 19】 県内における安定型最終処分場の設置状況の推移

| 年度末 | 施設数〔施設〕 | 残余容量〔千㎡〕 | 残余年数〔年〕 |
|-----|---------|----------|---------|
| 16 | 19 | 1,416 | 5.5 |
| 17 | 21 | 3,285 | 13.3 |
| 18 | 16 | 3,122 | 10.5 |
| 19 | 15 | 2,854 | 12.4 |
| 20 | 15 | 2,585 | 12.4 |
| 21 | 15 | 2,410 | 12.4 |
| 22 | 14 | 2,118 | 8.2 |
| 23 | 14 | 1,822 | 7.2 |
| 24 | 11 | 1,573 | 7.6 |
| 25 | 11 | 1,356 | 7.3 |

(注1) 残余年数＝当該年度末における残余容量÷当該年度における最終処分量

(注2) 全て処分業者が設置した施設

【図 28】 県内の最終処分業者による処理状況（25 年度）〔単位：千 t〕



【表 20】 県内の最終処分業者による処理状況の推移

| 年度 | 県内排出〔千 t〕 | | 県外排出〔千 t〕 | | 合計〔千 t〕 |
|----|-----------|-------|-----------|-------|---------|
| | | 割合〔%〕 | | 割合〔%〕 | |
| 16 | 30 | 11.3 | 236 | 88.7 | 266 |
| 17 | 64 | 25.9 | 183 | 74.1 | 247 |
| 18 | 56 | 18.8 | 242 | 81.2 | 298 |
| 19 | 76 | 32.9 | 155 | 67.1 | 231 |
| 20 | 67 | 32.2 | 141 | 67.8 | 208 |
| 21 | 76 | 39.2 | 118 | 60.8 | 194 |
| 22 | 133 | 51.6 | 125 | 48.4 | 258 |
| 23 | 127 | 50.4 | 125 | 49.6 | 253 |
| 24 | 100 | 48.1 | 108 | 51.9 | 208 |
| 25 | 101 | 54.3 | 85 | 45.7 | 186 |

(注) 県外で排出された産業廃棄物を県内で中間処理した場合には、「県内排出」として計上している。

【表 21】 県内で排出される産業廃棄物の最終処分見込量等〔単位：千 m³〕

| 区分 | 残余容量 (A) 25 年度 | 処分見込量 (B) | | | 必要整備量 (B-A) | | |
|--------------|-------------------|-----------|-------|-------|-------------|-------|-------|
| | | 26→32 | 26→37 | 26→47 | 26→32 | 26→37 | 26→47 |
| 安定型 最終処分場 | 1,356 | 749 | 1,283 | 2,349 | 0 | 0 | 992 |
| 管理型 最終処分場 | 0 | 281 | 480 | 880 | 281 | 480 | 880 |

(注1) 処分見込量:26 年度から当該年度までの間に最終処分することが見込まれる量

(注2) 必要整備量には、最終処分の際の覆土材の量は含まれていない。

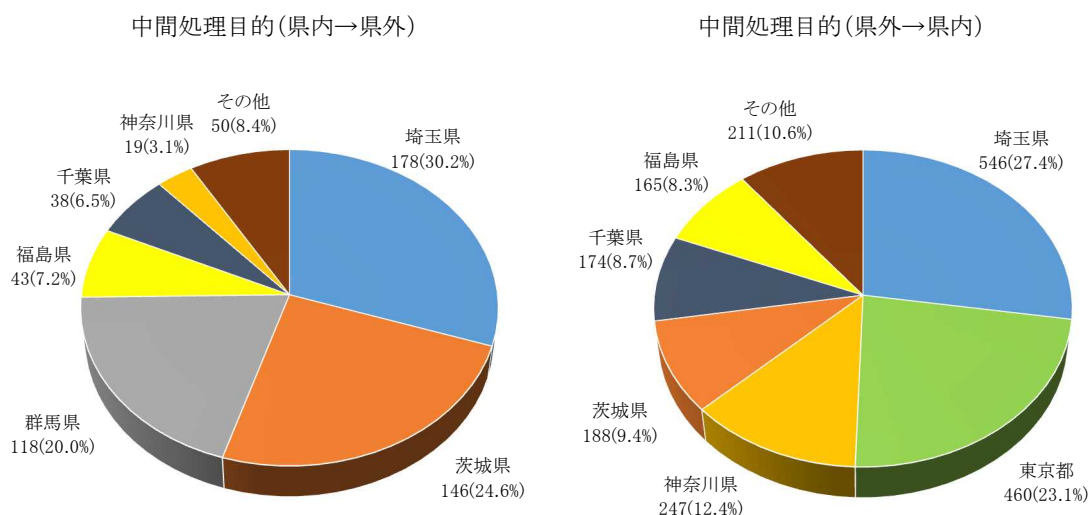
イ 産業廃棄物の広域移動の状況

- 25年度において、中間処理目的のもの、最終処分目的のもの共に、県内の産業廃棄物の県外搬出量より県外の産業廃棄物の県内搬入量の方が多くなっています。
- 25年度における搬入元の地域については、南関東が多く、中間処理目的のものでは搬入量全体の71.6%、最終処分目的のものでは搬入量全体の95.5%を占めています。
- 25年度における搬出先の地域については、中間処理目的のものでは埼玉県、茨城県及び群馬県の隣接3県で搬出量全体の74.8%を占め、最終処分目的のものでは宮城県が搬出量全体の35.6%で最も多くなっています。
- 25年度における県内搬入の品目別の状況については、中間処理目的のものではガラス陶磁器くず及びびがれき類が搬入量全体の63.2%、最終処分目的のものではガラス陶磁器くず及びびがれき類が搬入量全体の81.7%を占めています。
- 25年度における県外搬出の品目別の状況については、中間処理目的のものでは汚泥、木くず、廃プラスチック類及びびがれき類で搬出量全体の64.1%、最終処分目的のものでは廃プラスチック類及びびがれき類で搬出量全体の55.0%を占めています。

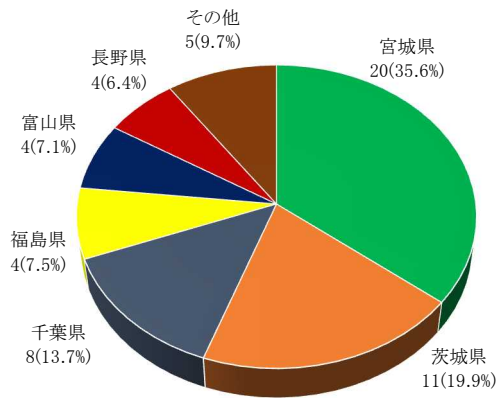
【表22】産業廃棄物収集運搬業者による運搬地域別の処理状況（25年度）

| | 県内→県内〔千t〕 | | 県内→県外〔千t〕 | | 県外→県内〔千t〕 | | 合計〔千t〕 |
|--------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|--------|
| | | 割合〔%〕 | | 割合〔%〕 | | 割合〔%〕 | |
| 中間処理目的 | 1,455 | 36.0 | 592 | 14.7 | 1,991 | 49.3 | 4,038 |
| 最終処分目的 | 40 | 22.1 | 56 | 30.9 | 85 | 47.0 | 181 |
| 合計 | 1,495 | 35.4 | 648 | 15.4 | 2,076 | 49.2 | 4,219 |

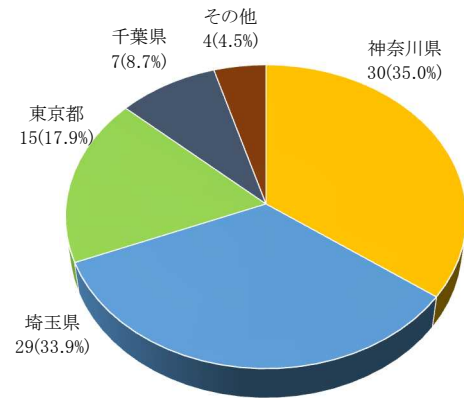
【図29】産業廃棄物収集運搬業者による都道府県別の処理状況（25年度）〔単位：千t〕



最終処分目的(県内→県外)

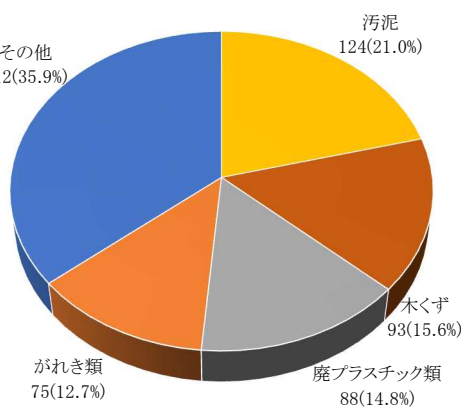


最終処分目的(県外→県内)

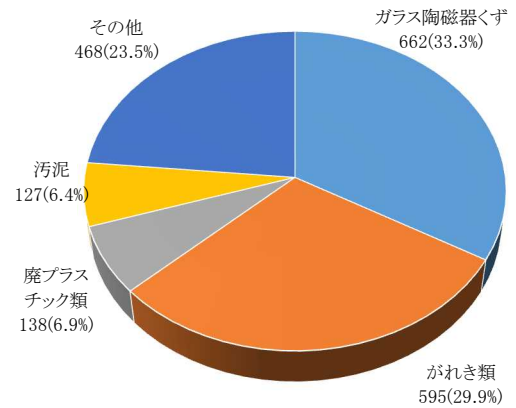


【図 30】産業廃棄物収集運搬業者による品目別の処理状況 (25 年度) [単位 : 千 t]

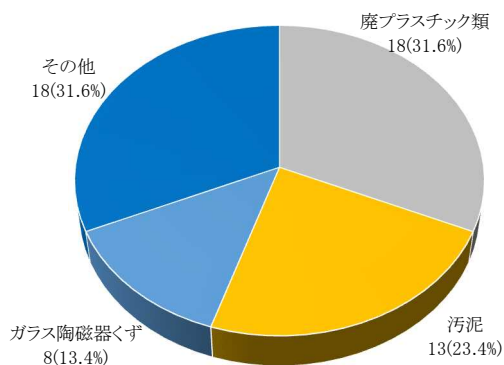
中間処理目的(県内→県外)



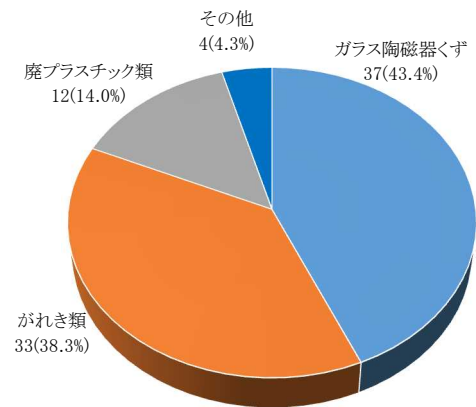
中間処理目的(県外→県内)



最終処分目的(県内→県外)



最終処分目的(県外→県内)

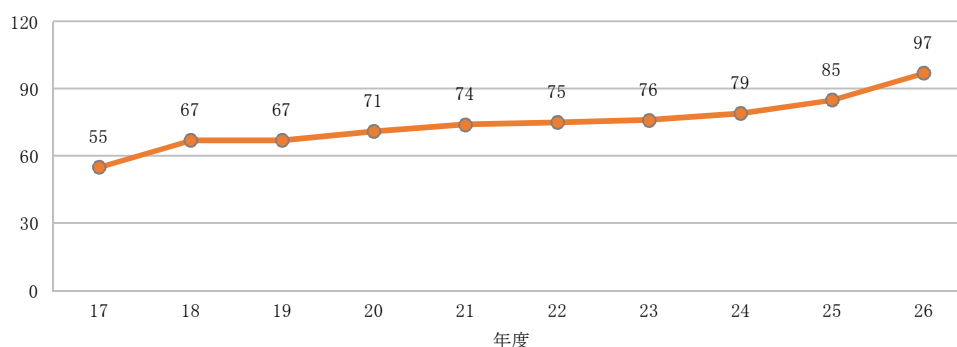


3 共通

(1) 各種リサイクル法等の運用等

- 各種リサイクル法等においては、独自のリサイクルシステム等が構築されており、市町等及び関連事業者において、廃棄物の回収、引取り等が行われています。
- スーパーにおける店頭回収等の自主的な取組が広がりを見せています。
- 県では、栃木県リサイクル製品認定制度に基づき、県内で発生する廃棄物等を原材料として利用しているリサイクル製品を「とちの環エコ製品」として認定しており、26年度末現在で、溶融スラグ入りのコンクリート製品、食品残さ等を利用した堆肥等の 97 製品が認定されています。
- 県では、リサイクルを行う中間処理施設の産業団地等への設置について、その手続を一部緩和しており、27 年 4 月現在で、79 のリサイクル施設が県内の産業団地等に立地しています。

【図 31】「とちの環エコ製品」の認定件数の推移〔単位：件〕



【表 23】県内の産業団地等におけるリサイクル施設の立地件数（27 年 4 月現在）〔単位：件〕

| 廃棄物 処理法 | 容器包装 リサイクル法 | 家電 リサイクル法 | 自動車 リサイクル法 | 小型家電 リサイクル法 | 食品 リサイクル法 | 延べ施設数 (実施設数) |
|------------|----------------|--------------|---------------|----------------|--------------|-----------------|
| 91 | 3 | 2 | 8 | 1 | 0 | 105 (79) |

(注1) 県内の産業団地及び工業専用地域におけるリサイクル施設の立地件数

(注2) 同一施設が複数のリサイクル法等に基づく許可等を有している場合がある。

コラム6 各種リサイクル法等における取組について

リサイクルに関しては、廃棄物処理法のほか、資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法等、各種リサイクル法等が整備されており、それぞれ消費者、事業者等の義務、循環ルート等が定められています。

例えば、商品の容器や包装については、容器包装リサイクル法に基づき、不要となった**金属製容器包装**（アルミ缶及びスチール缶）、**ガラス製容器包装**（ガラスびん）、**紙製容器包装**（紙パック、段ボール等）及び**プラスチック製容器包装**（ペットボトル、食品用トレイ等）について、消費者は市町村ごとに定められたルールに従って分別して出し、それを**各市町村**が分別して収集し、最終的には容器の製造業者、包装を利用する販売業者等がそれを引き取り、リサイクルする仕組みとなっています。

また、商品の容器や包装については、容器包装リサイクル法に基づくリサイクルの取組だけではなく、**スーパー等の店頭**における牛乳パック、ペットボトル等の回収、**自治会**による古紙等の回収等のように**自主的な取組**も行われていますが、リサイクルを促進する上では、これらの取組もとても重要な意味を持っています。



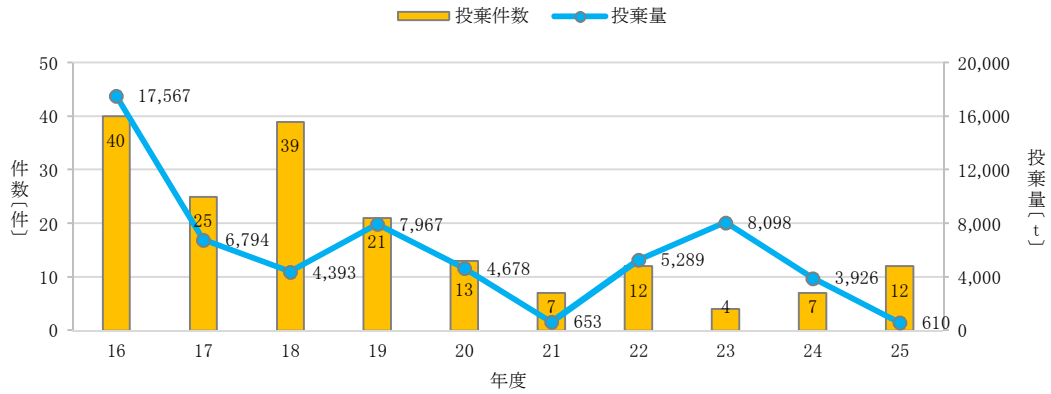
容器包装リサイクル法に基づく消費者・市町村・事業者の役割

※ 出典：環境省ホームページ (http://www.env.go.jp/recycle/yoki/a_1_recycle/recycle_02.html)

(2) 県内における廃棄物の不適正処理等の状況

- 市町、警察当局等との連携強化、休日又は夜間におけるパトロールの実施等により、県内における新規 10t 以上の不法投棄の件数は、おおむね減少傾向にあります。建設系廃棄物の占める割合は依然として高い状況です。
- 25 年度の県内における新規 10t 以上の不法投棄の件数は 12 件であり、前計画の目標値（年間 12 件以下）は達成していますが、小規模な不法投棄、建設系廃棄物の不適正保管、排出者による委託基準違反等の不適正処理の事例は散見されます。
- 県内における不適正処理の事例に対しては、行為の悪質性等に応じて、産業廃棄物処理業等に係る事業停止命令又は許可取消し、改善命令等を行っていますが、これらの監督処分件数は減少傾向にあります。

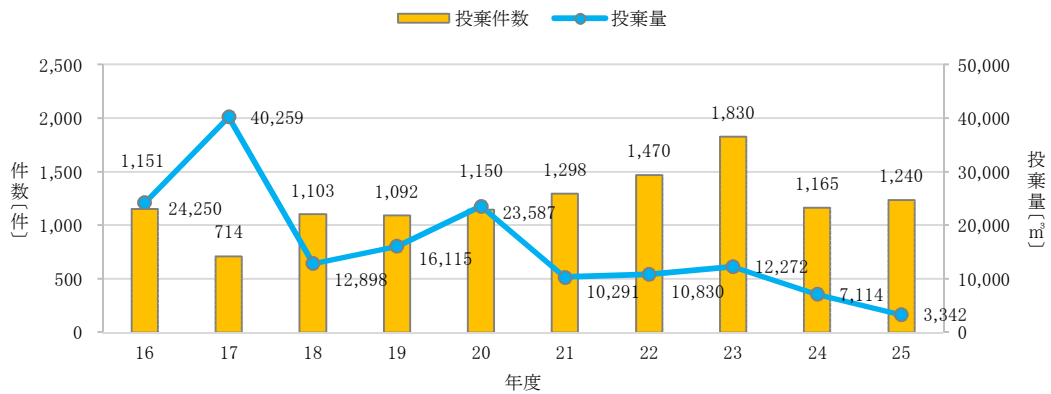
【図 32】 県内における新規 10t 以上の不法投棄件数及び不法投棄量の推移



【表 24】 県内における新規 10t 以上の内訳別の不法投棄件数の推移〔単位：件〕

| 年度 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
|--------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 投棄件数 | 40 | 25 | 39 | 21 | 13 | 7 | 12 | 4 | 7 | 12 |
| 建設系廃棄物 | 29 | 13 | 31 | 19 | 10 | 4 | 8 | 4 | 7 | 11 |
| その他廃棄物 | 11 | 12 | 8 | 2 | 3 | 3 | 4 | 0 | 0 | 1 |

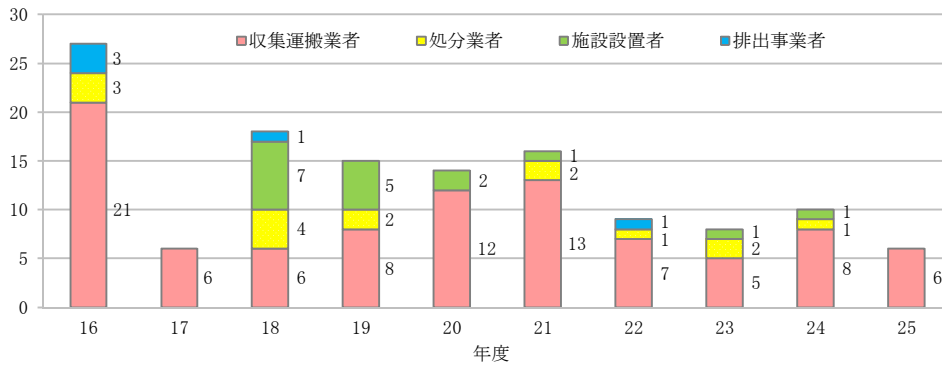
【図 33】 県内における不法投棄件数及び不法投棄量の推移



【表 25】 県内における種類別の不法投棄件数及び不法投棄量の推移

| 年度 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 投棄件数〔件〕 | 1,151 | 714 | 1,103 | 1,092 | 1,150 | 1,298 | 1,470 | 1,830 | 1,165 | 1,240 |
| 一般廃棄物 | 978 | 529 | 912 | 882 | 958 | 1,159 | 1,300 | 1,709 | 1,070 | 1,115 |
| 産業廃棄物 | 173 | 185 | 191 | 210 | 192 | 139 | 170 | 121 | 95 | 125 |
| 投棄量〔m³〕 | 24,250 | 40,259 | 12,898 | 16,115 | 23,587 | 10,291 | 10,830 | 12,272 | 7,114 | 3,342 |
| 一般廃棄物 | 2,069 | 1,627 | 3,510 | 2,548 | 4,039 | 4,445 | 3,371 | 2,866 | 1,812 | 1,778 |
| 産業廃棄物 | 22,181 | 38,632 | 9,388 | 13,567 | 19,548 | 5,846 | 7,459 | 9,406 | 5,302 | 1,564 |

【図 34】 県内の産業廃棄物処理業者等に対する監督処分件数の推移〔単位：件〕

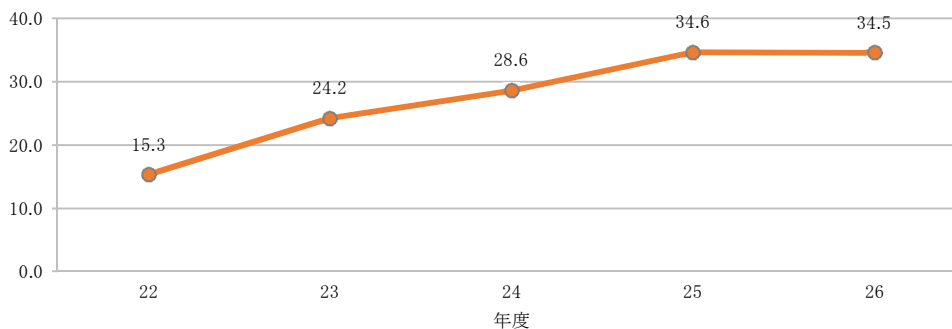


(注) 監督処分: 産業廃棄物処理業等に係る事業停止命令及び許可取消、改善命令等

(3) 廃棄物処理施設等を取り巻く環境

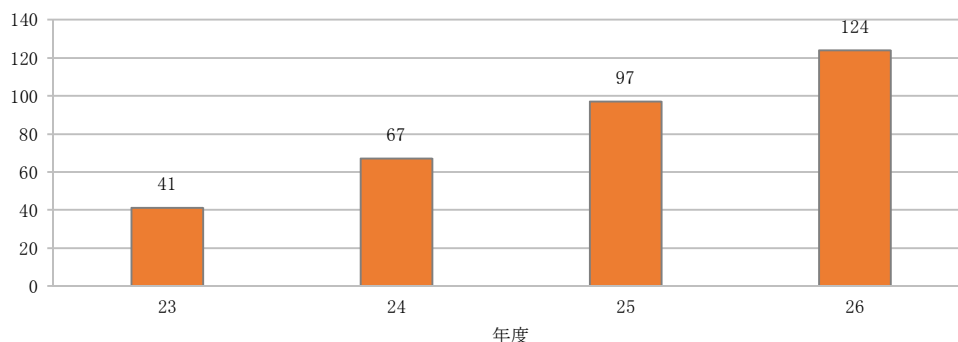
- 県では、廃棄物処理施設の見学バスツアーの開催、廃棄物処理施設の紹介動画の製作及び公開等の理解促進事業を実施しています。
- 「県民満足度調査」、見学バスツアー参加者へのアンケート調査等の結果から、廃棄物処理施設等に対する県民の理解は一步ずつ進んでいるものと考えられますが、廃棄物処理施設の設置計画に対して周辺住民による反対運動が起きるなど、廃棄物処理施設に対する迷惑施設のイメージは払拭しきれていないのが実態です。
- 23年4月に優良産廃処理業者認定制度が開始して以降、県内で優良認定を受けた産業廃棄物処理業者の数が増加しています。
- 廃棄物・リサイクル産業については、近年市場規模等が拡大し、25年には、自動車産業(約50兆円)と同規模の約44兆円の国内市場を形成しており、今後の更なる成長が期待されています。

【図 35】 「県民満足度調査」における満足度の推移〔単位：％〕

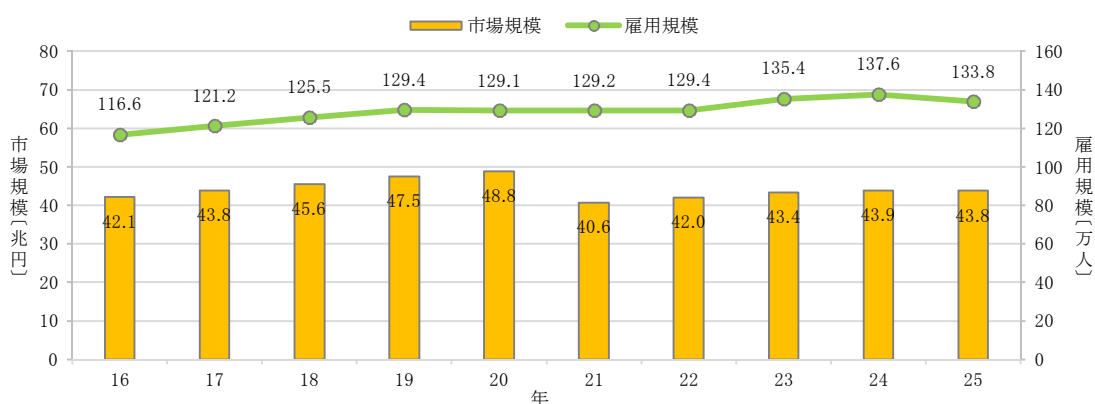


(注) 「満足度」とは、「県民満足度調査」における「持続的発展が可能な循環型社会の形成促進」に係る設問に対し、「満足」又は「どちらかといえば満足」と回答した者の割合をいう。

【図 36】 県内で優良認定を受けた産業廃棄物処理業者の数の推移〔単位：事業者〕



【図 37】 国内における廃棄物・リサイクル産業の市場規模及び雇用規模の推移



※ 環境産業の市場規模等調査(2013年版)(環境省)を加工

コラム7 「廃棄物・リサイクル産業」とは？

この計画では、産業廃棄物の処理、廃プラスチック製品の製造、希少金属のリサイクル、使用済家電製品の再資源化等の廃棄物の処理、リサイクル等に関する産業を広く「**廃棄物・リサイクル産業**」と位置付けています。環境省では、毎年「**環境産業**」の市場規模、雇用規模等を調査していますが、そのうちの「**廃棄物処理・資源有効利用分野**」がここでいう「**廃棄物・リサイクル産業**」に当たります。

日本は石油等の天然資源に乏しく、かつ、天然資源は今後減少していくことが確実ですが、廃棄物は、リサイクルにより再生資源として生まれ変わることで、天然資源に代わる大きな可能性を秘めています。

こうした中、「**廃棄物・リサイクル産業**」は、廃棄物を再生資源に生まれ変わらせる産業として、近年**市場規模、雇用規模等が拡大**しており、今後も成長が見込まれています。

県では、日常生活及び事業活動から出される廃棄物を**貴重な資源**と捉え、県内の「**廃棄物・リサイクル産業**」を育成することで、天然資源の消費を抑え、環境への負荷をできるだけ減らし、**循環型社会づくり**を進めるとともに、**地域経済の活性化、企業誘致の促進**等につなげていきたいと考えています。



(4) 非常災害対策

- 23年3月に東日本大震災が発生し、県内では、224千tの災害廃棄物が発生しました。
- 東日本大震災以降においても、平成27年9月関東・東北豪雨、竜巻等の災害が発生しています。
- 災害時には、市町等及び関係団体との間で締結した災害廃棄物等の処理の応援体制に関する協定を活用し、災害廃棄物等の円滑かつ迅速な処理に努めています。

【表26】東日本大震災により県内で発生した災害廃棄物の量〔単位：t〕

| 大谷石 | 瓦 | コンクリート ブロック | 木くず | 可燃ごみ | 石綿 含有物 | 粗大ごみ | その他 | 合計 |
|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|-----------------|-----------------|---------------|------------------|---------------------|
| 86,255 (38.6%) | 51,371 (23.0%) | 42,213 (18.9%) | 18,767 (8.4%) | 3,294 (1.5%) | 1,723 (0.8%) | 462 (0.2%) | 19,628 (8.8%) | 223,713 (100.0%) |

(注)「災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」の適用対象であって、23年3月から26年2月までの間に処理した災害廃棄物の量に限る。

コラム8 東日本大震災の際の災害廃棄物の処理について

東日本大震災では、津波等の被害により、岩手県で通常の約9年分、宮城県で通常の約14年分の大量の災害廃棄物が発生したこと等を受け、両県における復旧復興を支援するため、全国各地において両県で発生した災害廃棄物の**広域的な処理**が進められました。本県でも、**壬生町**において、**宮城県多賀城市**で発生した災害廃棄物を受け入れ、処理が行われました。

また、東日本大震災は、県内でも大きな被害をもたらし、大量の災害廃棄物が発生したほか、いくつかの市町では、処理施設が被災しました。

そのため、東日本大震災の際には、20年度に**県と市町等**及び**県と県内の関係団体**の間で締結した**災害廃棄物等の処理の応援体制に関する協定**に基づき、処理施設が被災した市町の廃棄物を他の市町の処理施設で受け入れたり、廃棄物処理法の特例規定を活用して多くの災害廃棄物を産業廃棄物処理施設で処理したりするなど、**県と市町等及び関係団体が連携**して、県内で発生した災害廃棄物の処理に当たりました。



東日本大震災の際の県内における仮置場の様子

(5) 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

- 23年3月の東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故により放射性セシウムを含む廃棄物が発生し、放射性セシウムの濃度が8,000ベクレル/kg超の廃棄物については、放射性物質汚染対処特措法に基づき、指定廃棄物として国が処理することとされています。
- 県内の指定廃棄物の保管量は福島県に次いで多く、県内約160か所で分散保管されていますが、放射性物質に対する県民の不安等から、県内における処理施設の整備は進んでいない状況です。
- 放射性セシウムの濃度が8,000ベクレル/kg以下の廃棄物は、通常の廃棄物と同様に処理することができますが、一部では円滑に処理が進んでいない状況が見られます。